

第 3 部 基本計画

〈基本計画の概要〉

○基本計画の位置付け

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の責務を具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は、行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。また、施策体系は組織、内容は平成27年度に策定した「てなんど小林総合戦略」との整合を図ります。

(対象：行政 策定主体：行政)

○目標年次

基本計画の計画期間は、市長任期と整合を図り、前期5年間(目標年次：平成33年度)及び後期4年間(目標年次：平成37年度)とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や経済環境等の変化に応じて、柔軟に改訂することとします。

○「第1次小林市総合計画」の検証結果の反映

「平成28年度小林市行政評価実施方針」に基づき、平成28年度行政評価を実施し、評価結果を「第2次小林市総合計画」に反映しました。

具体的には、平成27年度末に実施した「小林市まちづくり市民アンケート」の役割の一つに、「第1次小林市総合計画」最終検証を位置付け、市民の生活に係る満足度や各施策毎の満足度の現状を把握し、「第1次小林市総合計画」施策評価の各施策毎の課題を整理し、「第2次小林市総合計画」基本施策の課題に踏まえることで反映しました。

○基本計画の構成

施策の大綱の範囲を概ね「部局」単位とし、基本施策の単位を概ね「課」単位として構成しました。

基本施策の項目は、「実現すべきこと」という基本施策の任務を「ミッション」、基本施策を取り巻く環境を分析したものを「現状と課題」、分析した現状と課題に基づき、課題とされる内容を中心に計画期間5年間の方針を示す「方針」、方針の達成のために「どこまでを実施するのか」という目指すべき状態を「目標」として示しています。そして、より基本施策を取り巻く環境を整理するための参考値として、「目標値」、「主な実施計画事業」、「個別計画」を示しています。

○リーディングプロジェクトの設定

基本計画の事業のうち、本市の課題を解決するために総合的かつ横断的に組み合わされた事業群を、戦略的かつ優先的に取り組むプロジェクトとして設定したものを、「リーディングプロジェクト」と位置付けます。「リーディングプロジェクト」の設定により、本計画の実効性をより高めることとします。

基本計画体系表

分野	基本施策
1 に ぎ わ い	(1) 農林水産業を振興します
	(2) 畜産業を振興します
	(3) 商工業を振興します
	(4) 観光産業の育成・支援に取り組みます
	(5) 小林市のブランド力を高める取組を推進します
	(6) 移住・定住を促進します
2 い き い き	(1) 市民福祉の充実を図ります
	(2) 高齢者を支援します
	(3) 健康づくりを支援します
	(4) 子育てを支援します
	(5) 地域医療の体制の確保に取り組みます
3 ま な び	(1) 学校教育を充実します
	(2) 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します
	(3) スポーツ・体づくりを推進します
4 く ら し	(1) 防災力・災害対応力を高めます
	(2) 安心・安全で安定した給水を確保します
	(3) 良好な住環境の整備を推進します
	(4) 生活基盤を整備します
	(5) 環境を保全します
	(6) 地域生活交通の充実を図ります
	(7) 市民の人権意識を高めます
5 計 画 の 実 現 に 向 け て	(1) 効率的かつ効果的な行政経営を行います
	(2) 健全な財政運営を推進します
	(3) 市民参画による協働のまちづくりを推進します
	(4) 情報化を推進します
	(5) 国際化を推進します

<p>施策の大綱</p>	<p>1 にぎわい 《人も心もワクワクにぎわうまち》</p>
<p>主管部局</p>	<p>経済土木部 総合政策部</p>
<p>ミッション</p>	
<p>進行する人口減少と地域経済縮小に歯止めをかけ、2040 年に 4 万人の人口を維持し、持続可能なまちづくりを推進します。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業を振興します。 ● 畜産業を振興します。 ● 商工業を振興します。 ● 観光産業の育成・支援に取り組みます。 ● 小林市のブランド力を高める取組を推進します。 ● 移住・定住を促進します。 	

基本施策	1－（１） 農林水産業を振興します
主管課	農業振興課
関連課	農業委員会 商工観光課 畜産課 須木庁舎地域整備課 野尻庁舎地域整備課 スポーツ振興課 健康推進課 地方創生課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● もうかる農業を目指し、担い手農家の規模拡大や生産コストの削減、ICTの活用、省力化及び安定した生産のための機械や施設等の整備を進め、地域に合った新品目の導入を図ります。また、今までの市場等への青果による出荷だけでなく、農産物へ付加価値を付けた6次産業化や流通、販路の開拓による取組等、地域特産物を活用したフードビジネスの振興とブランド化を図ります。 ● 地域で生産される新鮮で安心、安全な農産物を安定的に供給できる体制を整備します。 ● 地域農業を支える集落の活性化や認定農業者を中心とした担い手農家の育成、意欲ある新規就農者（後継者含む）の確保に取り組みます。また、集落営農活動の充実を図り、地域の将来像と地域ビジョンを地域全体で話し合う「人・農地プラン」の策定を進めます。 ● 畑地かんがい事業については、平成29年度に一部供用開始されるため、今後はこの水を活用した加工用野菜等の土地利用型農業、気候に左右されにくい施設園芸を推進します。 ● 林業については、森林の多面的機能を安定的に発揮できるよう伐採後の再生林及び適正管理、路網整備や高性能機械導入による林業の振興を図ります。 ● 水産業については、「チョウザメといえば小林市」の認知度を高め、チョウザメ及びキャビアを安定的に出荷できる体制を整備します。 	

現状と課題

- 全国的に高齢化が進む中、本市の農家についても 2015 年農林業センサスの結果によると、65 歳以上の農業就業者が占める割合は 60.9%と高齢化が進んでいます。さらに、農業就業者数の減少も進み 2010 年から 2015 年までの 5 年間で 5,053 人から 4,082 人と 19.2%減少し、特に 30 歳未満については 206 人から 93 人と 54.9%減少しています。このように農業就業者数の減少と高齢化、これに伴う担い手農家の減少が大きな課題となっています。
- 農地については、農業就業者の減少により、未整備農地や山間部等の条件の悪い農地の耕作者を確保することが困難な状況になっています。また、集落の維持活動に支障を来し、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業の活動が停滞している地区も出てきています。
- 農産物については、人口減少社会の進行と食生活の変化により、需要が減少していることや、輸入農産物の増加による価格の低迷、生産コストの高騰、地球温暖化による気象災害や鳥獣被害の増加等、常在危機への対応という課題を抱えています。
- 地産地消及び食育については、生産者の顔が見える新鮮で安心、安全な地元農産物を、市民や学校給食等に広く供給する体制が求められています。
- 林業については、木材の輸入自由化後から木材価格が低迷し、林家や林業従事者が減少しています。さらに、高齢化や不在地主の増加により、除間伐、保育等の管理不良となった森林が増え、生産活動が停滞しています。近年は、バイオマス発電の普及により一部価格が持ち直していますが、伐採後の再生林が進んでいない山林も見られ災害等の発生も危惧されています。
- 水産業については、漁業協同組合により稚魚の放流を行っていますが、河川の環境悪化や外来魚による生態系の変化が見られます。また、本市の湧水を活用したチョウザメの養殖を推進していますが、養殖業者の新規参入が進まない状況です。

方 針

1 新規就農者（後継者含む）の確保

地域農業を守る新規就農者（後継者含む）の確保と育成を図り、産地を維持し、農業就業者の減少に歯止めをかけます。

2 農地の集積と耕作放棄地の発生防止

担い手農家への農地の集積及び集約化を進め、生産コストの削減を図ります。また、耕作放棄地の発生防止及び解消を図ります。

3 農家所得の向上

畑地かんがい事業を推進し、営農形態ごとに機械、施設等の導入の支援を行います。また、農畜産物のブランド化、6次産業化を推進し、農畜産物に付加価値を付けたフードビジネスの振興を図ります。併せて、農商工連携を強化します。

4 地産地消活動及び食育の推進

「小林市食育・地産地消推進計画」に基づき、地元農畜産物が安定して供給され、地元で消費される体制を関係機関と連携を図り推進します。

5 鳥獣被害の拡大防止

地域ぐるみで鳥獣被害を防止するため、駆除や防護柵による対策を行い、被害の拡大防止に取り組みます。また、ジビエの有効利用を図るための検討を行います。

6 森林の適正な管理と環境保全機能の維持

森林の適正な維持管理と林道整備及び機械等の導入支援を行います。これにより森林の持つ地球環境の保全や水源かん養機能の役割を果たします。

7 チョウザメの出荷体制の確立

チョウザメの安定出荷により所得の向上と本市の認知度向上を図ります。

目 標	
1 新規就農者（後継者含む）が確保された状態	<p>関係機関と新規就農者（後継者含む）の情報を共有するとともに、研修受入態勢の整備を行います。具体的には、関係機関により農業振興公社を設立し新規就農者（後継者含む）の育成及び支援を行います。また、農業法人への雇用型就農に対しても支援を行い、新規就農者（後継者含む）の確保を目指します。</p>
2－（１）地域住民により農地の維持活動が行われ、遊休農地が発生しない状態	<p>多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業により農地の維持管理を行います。また、集落営農組織の設立を進めるとともに既存の集落営農組織の法人化を推進します。この組織と農業委員、農地利用最適化推進委員による啓発及び広報活動を行い、遊休農地の再生利用と発生抑制による優良農地の確保を目指します。</p>
2－（２）地域で話し合いが行われ、地域の農業に関するビジョンが明確になった状態	<p>「人・農地プラン」の細分化を行い、より地域の実情に応じたプランを作成します。これにより地域の将来像を描き、地域農業における担い手農家の役割を明確にし、農地の有効活用を目指します。</p>
3－（１）農畜産物のブランド化、フードビジネスの振興が図られた状態	<p>本市の農畜産物をPRするため、宮崎県版ブランドと併せて他産地との差別化を図る「小林版のブランド化」を進めます。また、農畜産物の付加価値を高める加工商品の開発と販売促進を行い、農家所得の向上を目指します。</p>
3－（２）土地利用型農家の規模拡大と施設園芸農家の効率化が進んだ状態	<p>畑地かんがいを活用した計画的な農業を推進します。各種事業を活用した機械、設備等の導入により土地利用型農業の規模拡大と施設園芸の高品質化及び収量の安定化を目指します。また、拡大志向農家を法人化へ誘導することにより、信用度の向上と経営の安定化、雇用の確保を目指します。</p>
4 地元農畜産物を使う回数が増えた状態	<p>本市の新鮮で安心、安全な農畜産物を食材として提供し、市内イベント等において地元農畜産物の有用性の発信ができる体制を目指します。</p>

- 5 有害鳥獣による農作物被害が広がらない状態**
 地域での追い払い活動や有害鳥獣駆除、各種被害対策により農作物の被害面積が拡大せず、安心して農作物の生産ができる環境を目指します。
- 6 林業の活性化や森林の作業効率が向上し、森林の多面的機能が満たされた状態**
 林業活動を進める上で重要な生産基盤となる林道の整備、高性能林業機械の導入を進めます。また、森林の持つ多面的機能を維持するため、伐採後の再造林面積の割合増加と除間伐等により管理されている状態を目指します。
- 7 チョウザメの安定的な供給により、市内外にチョウザメが認知される状態**
 市内の養殖業者を確保し、安定的な出荷体制を確立することにより「チョウザメといえば小林市」の認知度向上を目指します。

目標値

指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 新規就農者（後継者含む）数 （単年度）	5人	11人	11人	15人	15人	15人
2－（1） 耕作放棄地総面積	28.7ha	28.0ha	27.5ha	27.0ha	26.5ha	26.0ha
2－（2） 「人・農地プラン」策定数	27プラン	30プラン	33プラン	36プラン	40プラン	45プラン
3－（1）（2） 農業総生産額 （耕種部門）	68.7億円	71.3億円	72.5億円	73.8億円	75.0億円	76.4億円
3－（1） 地域ブランド 認定数	0件	5件	10件	20件	25件	30件
3－（1） フードビジネス 事業化数	2件	10件	20件	30件	35件	40件

4	地元農畜産物を使った料理教室開催回数	1回	2回	2回	3回	4回	5回
5 有害鳥獣駆除数	イノシシ	712頭	900頭	1,000頭	900頭	900頭	900頭
	シカ	1,896頭	1,900頭	2,000頭	1,800頭	1,800頭	1,800頭
	サル	43頭	50頭	50頭	50頭	50頭	50頭
6	森林伐採後再造林率	51.1%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%	56.0%
6	林内路網密度	32.3m/ha	32.6m/ha	32.9m/ha	33.2m/ha	33.5m/ha	33.8m/ha
7	チョウザメ養殖業者数	4件	4件	5件	5件	6件	6件
主な実施計画事業							
事業名				概要			
1	地域営農システム推進事業			担い手農家の育成、新規就農者（後継者含む）の確保と集落営農組織の活性化を図る。			
1	農業振興公社運営事業			国等の制度を活用しながら、新規就農者の確保による農畜産業の担い手育成を行う。			
2	多面的機能支払交付金事業 中山間地域等直接支払事業			中山間地域の持つ多面的機能を守り、自立的な農業生産活動の促進を図る。			
2	機構集積支援事業			農地の分散錯圃の解消と面的集積を図りコスト削減を図る。			
3	農産園芸振興対策事業			規模拡大、省力化、新品目の導入等を推進し、農家経営の安定を図る。			
3	畑地かんがい推進事業			西諸畑地かんがい事業により、水を利用したもうかる農業の推進を図る。			
3	フードビジネス推進事業			地域ブランド作物の認定や付加価値を付けた加工及び販売方法等の取組を行う。			

4 農産物消費拡大推進事業	地元農産物の消費を拡大することにより、食育と農家の所得向上を目指す。		
5 有害鳥獣駆除対策事業	深刻化する有害鳥獣の被害防止を図る。		
6 林道整備事業	多面的機能を安定的に発揮できる森林の整備を推進するための林業専用道の整備を行う。		
7 水産業振興事業	水産資源の維持とチョウザメ産業の振興を図る。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市農業振興計画	本市の農業振興を図るため、具体的な施策の方向性を示す計画	なし	平成 29 年度～ 平成 33 年度 5 か年
小林市農業振興地域整備計画	農業振興地域に関する計画	農業振興地域の整備に関する法律	平成 26 年 7 月～
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	認定農業者の育成に関する計画	農業経営基盤強化促進法	平成 26 年 9 月～
小林市鳥獣被害防止計画	鳥獣被害防止（駆除、柵設置等）に関する計画	鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	平成 28 年度～ 平成 30 年度 3 か年
小林市森林整備計画	森林の整備（造林、伐採等）に関する計画	森林法	平成 25 年度～ 平成 34 年度 10 か年
小林市食育・地産地消推進計画	食育及び地産地消を推進する計画	食育基本法	平成 25 年度～ 平成 29 年度 5 か年

基本施策	1－（２） 畜産業を振興します
主管課	畜産課
関連課	商工観光課 農業振興課 須木庁舎地域整備課 野尻庁舎地域整備課 地方創生課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者（後継者含む）や異業種参入の推進と、外部支援組織の育成、ロボット等の省力化機械やICTを活用した飼養管理システムの導入推進を行い、担い手農家の育成と労働力負担軽減に向けた取組を行います。 ● 離農に伴う飼養頭数の減少を抑制し、個々の経営における飼養頭数の増加を推進することが重要であるため、コントラクター（飼料生産組合）等による国産粗飼料の生産及び利用の拡大を推進し、分業化による効率的な生産構造への転換を図ります。 ● 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病は、畜産業のみならず、地域経済にも甚大な影響を及ぼすため、県、関係団体、畜産農家と一体となって、「農場防疫」、「水際防疫」、「地域防疫」、そして、万一の発生に備えた「迅速な防疫措置」を4つの柱として、一層の取組強化を図ります。 ● 家畜排せつ物の管理の適正化と利用を促進するため、経営の健全な発展、地力の増進並びに地域社会や自然環境に調和した生産の推進を図り、環境保全に係る諸制度に的確に対応するとともに、生産活動による環境への負荷を最小限に抑え、耕種農家との連携により資源循環型農業を目指します。 ● 消費者の多様なニーズに対応するため高品質で付加価値の高い畜産物の生産を目指すとともに、食肉産業流通体制の維持拡大を図ります。 	

現状と課題

- 本市の温暖多雨な気候は、飼料作物の生育に優れ、古くから畜産業が発展してきました。また、霧島山麓から湧き出る水は、家畜の飲料水として優れており、質の高い牛肉、牛乳、豚肉及び鶏肉の生産に大きく寄与しています。
- 本市の畜産総生産額は増加傾向にあり、生産基盤の整備、経営規模の拡大、流通施設の近代化等を通じて順調な発展を遂げており、本市の基幹産業として農業総生産額の大きなウエイトを占めています。
- 県内でも有数の畜産地帯であり、本市には家畜セリ市場も設置されています。そのため、これに係る関連産業の裾野も広く、基幹産業として地域経済を支える重要な産業です。しかし、畜産物の関税撤廃や引下げ、輸入枠の拡大、繁殖基盤の脆弱化、海外悪性伝染病の発生等が懸念され、将来の不安は大きいものとなっています。厳しい展望を踏まえ、戦略的に本市の実態に即した施策を展開する必要があります。
- 畜産従事者の約半数を65歳以上が占め、高齢化や担い手農家の不足に伴う飼養頭数の減少も喫緊の課題となっています。
- 県内で発生した口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザにより、農家及び関連機関等における防疫体制強化の必要性を再認識したところであり、現状に即したより効果的な防疫体制を構築することが求められています。
- 地域の特徴をいかし、飼料作物の生産拡大や放牧の推進、家畜排せつ物の有効利用等、耕畜連携による資源循環型の生産推進のほか、多様な担い手農家の育成、ICT等を活用した省力化技術の積極的な導入、6次産業化の推進、安全で良質な畜産物の生産及び提供等に努め、生産基盤や収益力を強化するとともに、地域ぐるみの収益性向上を目指す継続的な取組を推進することで、持続的な発展を図ることが求められています。
- 市営牧場の更なる有効利用や小林受精卵センターの拡充が求められています。廃棄系バイオマスの大部分は家畜排せつ物が占めており、小林市バイオマスセンター及び野尻町有機センターで家畜排せつ物の堆肥化が実施されていますが、エネルギーコストの増大が課題であるため、更なる省エネルギーと再生可能エネルギーによるコスト低減が必要とされています。

方 針

1 肉用牛の振興

肉用牛繁殖は、担い手農家の育成と経営規模の拡大及び繁殖基盤を整備します。肉用牛肥育は、地域内一貫生産体制を維持し、適正かつ適時出荷による生産者の意向を価格に反映できる販売を目指して所得の増大を図ります。また、5年に一度開催される全国和牛能力共進会において、グローバル競争を勝ち抜くために、『宮崎牛』の連覇を成し遂げることを目指します。

2 酪農の振興

酪農は、優良乳用牛による生乳生産基盤を強化し、乳肉複合経営による所得の向上を目指します。

3 養豚・養鶏の振興

養豚、養鶏は、規模拡大による省力化及びコスト低減に努め、飼育環境の整備により生産性の向上を図ります。

4 家畜防疫と環境保全

家畜防疫は、農場防疫の徹底を推進し、地域ぐるみで効果的な防疫体制強化を図ります。家畜排せつ物については、適切な処理に関する指導を行い、「小林市バイオマス産業都市構想」に基づき有効資源の利活用を図ります。

5 食肉産業流通体制の充実

安心、安全な畜産物を安定的に供給することにより、畜産経営の規模拡大や雇用の確保等畜産業の活性化を図ります。

目 標

1 肉用牛の飼養頭数の減少を規模拡大により解消した状態

繁殖経営においては、CBS（キャトル ブリーディング ステーション）の活用による地域の飼養規模の拡大と、ICTの有効活用による分娩間隔の短縮及び分娩事故の低減により、生産率が向上した状態を目指します。

肥育経営においては、超音波肉質診断を活用した効率的な肥育技術の確立が図られ、肉質向上と併せて枝肉重量が増加することにより、所得向上が図られた状態を目指します。

2 生乳生産が安定して行える状態

生涯生産性に優れた牛群の整備、細菌性乳房炎の抑制や栄養管理の徹底、牛舎環境の改善による生乳生産量の拡大を目指しながら、あわせて、受精卵移植による肉用子牛の生産を促す等、乳肉複合経営が行われることにより所得向上が図られた状態を目指します。

3－（１）飼養頭数の維持・拡大が図られる状態（養豚）

巡回等による飼養衛生管理基準の徹底、適正な飼養管理による衛生費の抑制及び適切な糞尿処理対策を講ずることにより、事故率の低減が図られ、施設整備及び機械導入に対する支援を行うことで、飼養頭数が維持及び拡大された状態を目指します。

3－（２）規模拡大及び生産性の向上が図られる状態（養鶏）

需要の動向に即した計画的な生産体制の確立に取り組み、家畜伝染病ウイルス侵入防止対策をさらに徹底し、生産性改善に対する支援を行うことにより、規模拡大及び生産性の向上が図られた状態を目指します。

4－（１）地域ぐるみの防疫体制が図られた状態

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の侵入を防止するための対策が図られ、万が一侵入した場合にも、迅速な防疫措置がとれる状態を目指します。

4－（２）廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、生ごみ、汚泥等）資源としての活用が図られる状態

廃棄物系バイオマス資源を活用した循環型社会に取り組み、地域の産業となる仕組みづくりを目指します。

5 安心・安全な畜産物が供給された状態						
<p>需要に対応した定時、定量及び定質の出荷体制のもと、高品質な畜産物の消費拡大及び販売促進が図られた状態を目指します。また、食肉センターを、公益性の高い施設としての位置付けを守りながら、民間事業者と連携を図ることで、食肉流通体制の確立された状態を目指します。</p>						
目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 肉用繁殖牛 の飼養頭数	10,682 頭	10,760 頭	10,840 頭	10,920 頭	11,000 頭	11,080 頭
1 肉牛 1 頭当 りの枝肉重 量	450 kg	450 kg	460 kg	470 kg	480 kg	490 kg
2 生乳生産量	11,984 t	12,020 t	12,030 t	12,040 t	12,050 t	12,060 t
3－(1) 養豚の飼養 頭数	42,898 頭	45,000 頭	47,000 頭	47,200 頭	47,200 頭	47,200 頭
3－(2) 養鶏の飼養 羽数	293 万羽	320 万羽	321 万羽	331 万羽	331 万羽	331 万羽
4－(2) 廃棄物系バ イオマス利 用率	93.6%	94.2%	94.8%	95.4%	96.0%	96.5%
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1	肉用牛振興対策事業	本市畜産の基幹作目である肉用牛の振興対策として、改良及び新生産技術の導入を図り、規模拡大による増頭対策や高品質の牛肉生産を促進する。				
1	牧場管理運営事業	民間事業者等の有するノウハウを広く活用し、農家の飼養管理の軽減を図る。				
1・2・3・4	家畜衛生対策事業	小林市自衛防疫推進協議会等と連携、協力し、各衛生対策事業を実施する。				

2 酪農振興対策事業	優良乳用牛による生乳生産量の拡大と酪農公社を活用した後継牛の確保に取り組むとともに、酪農ヘルパー組合による労働の軽減を図る。		
4 バイオマス産業化支援事業	小林市バイオマス活用推進協議会等が中心となってバイオマス政策を進めることにより産業化、雇用創出を促進し地域経済の活性化を図る。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	平成 28 年 10 月～ 平成 37 年 3 月 10 か年
小林肉用牛クラスター計画	新規就農者（後継者含む）の確保、担い手農家の育成、労働負担の軽減、繁殖性の向上、自給飼料利用の拡大及び畜産環境問題への対応に関する計画	畜産・酪農収益力強化総合対策事業実施要領	平成 27 年 2 月～
宮崎県酪農クラスター計画	飼養規模の拡大や飼養管理の改善による生乳生産基盤の強化に関する計画	畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱	平成 27 年 2 月～
小林市養豚クラスター計画	畜産農家をはじめとする関係機関の連携により、地域一体となって生産コスト削減、規模拡大等に取り組むための計画	畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱	平成 27 年 2 月～
西諸県地域肉用鶏クラスター計画	地域産業の核として必要不可欠である畜産業の生産基盤を確保するための計画	畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱	平成 28 年 6 月～
小林市バイオマス活用推進計画	農山村地域におけるバイオマス活用の一体的かつ効果的な推進を図るための計画	バイオマス活用推進基本法	平成 26 年度～ 平成 35 年度 10 か年

<p>小林市バイオマス産業都市構想</p>	<p>市内に豊富に存在する家畜排せつ物や森林バイオマスの活用により、循環型社会の形成、災害に強いまちづくり、農畜産業、林業の振興を目指すための計画</p>	<p>バイオマス産業都市募集要領</p>	<p>平成 26 年度～ 平成 35 年度 10 か年</p>
-----------------------	---	----------------------	---

基本施策	1－（3） 商工業を振興します
主管課	商工観光課
関連課	須木庁舎地域振興課 野尻庁舎地域振興課 建設課 農業振興課 畜産課 地方創生課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業の振興においては、商工団体等の各種事業やイベントへの積極的な支援を行い、協働のパートナーとしての位置付けを明確にします。また、商工団体等との連携により、新規創業者、起業者、地元商工業者及び消費者への各種支援等を行い、市内における消費拡大や経営の安定化及び拡大を図ります。 ● 雇用機会の拡大や産業の活性化に効果の見込める企業立地を推進するため、立地及び支援体制の充実を図ります。また、地元企業に対する人材確保支援等による雇用環境整備を図るとともに、情報や就労機会の提供等による就労支援を図ります。 ● 平成 28 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けた「小林市中心市街地活性化基本計画」に沿った事業を展開することにより、中心市街地の活性化を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の商工業を取り巻く環境は、商業では平成19年の商業統計調査によると、卸売業及び小売業は、720事業所ありましたが、平成26年調査では528事業所となっており、また、工業では平成19年の工業統計調査によると製造業は、73事業所ありましたが、平成26年調査では63事業所となっている等、経済基盤の中心的存在である地場企業は減少傾向にあります。 ● 商工会議所、各商工会や金融機関等と連携し、経営の安定化や福利厚生制度等の雇用及び職場環境の改善を図り、戦略性を持った雇用の創出及び経済の発展につなげるとともに、新規創業者及び起業者への支援強化を推進する必要があります。また、新しい働き方として、テレワーク等の普及についても検討する必要があります。 ● 本市の企業立地は、これまでは食品製造業等の立地が多数を占めていましたが、近年はICT等を活用した新しい企業形態が増加し、それに対応した企業立地条例等の改正を行ってきました。今後も、多様な企業を立地することで地域経済の活性化を図り、総合的な土地利用の方針を視野に入れ、社会情勢に対応した企業立地を積極的に推進する必要があります。 	

<p>● 本市の中心市街地は、郊外への大型店の立地等が進んだことにより、衰退傾向にあります。拠点施設の整備促進、魅力ある商店街づくりを図る必要があります。</p>
<p>方 針</p>
<p>1 商工業の振興</p> <p>商工会議所、各商工会や金融機関等と連携し、経営相談、経営指導等や金融制度等の充実により、経営の安定化、雇用及び職場環境の改善を図るとともに、新規創業、起業支援等を推進します。また、本市の経済基盤の中心的存在である中小企業に対する支援を強化しながら、消費喚起事業等に取り組むことにより、市域全体の経済の活性化を推進します。</p> <p>2 雇用機会創出の推進</p> <p>魅力ある雇用の場を提供するため、経営力のある企業や地域雇用力のある企業、地域資源を活用する企業等の立地を推進します。また、関係機関と連携した就労支援に努め、特に若い世代が安心して働く雇用環境の整備を図るとともに、雇用創出のためテレワーク等の新しい多様な働き方についても推進します。</p> <p>3 中心市街地活性化の推進</p> <p>小林駅周辺整備事業や江南跡地活用事業等の拠点事業をはじめとした活性化のための事業に取り組み、中心市街地のにぎわいを創出します。</p>
<p>目 標</p>
<p>1 商工会議所・商工会の会員数を維持した状態</p> <p>経営相談、経営指導等や金融制度、新規創業、起業支援等を充実させ、会員数を維持した状態を目指します。</p> <p>2 立地企業の新規雇用者数が増加した状態</p> <p>経営力のある企業、地域に雇用を生み出す企業、地域資源を活用する企業等の立地を支援し、新規雇用者が増加する状態を目指します。</p> <p>3 中心市街地の交流人口が増加した状態</p> <p>にぎわいを創出することで新しい人の流れを創り、交流人口が増加した状態を目指します。</p>

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 商工会議所 ・商工会会員 数	1,298 事業所	1,289 事業所	1,280 事業所	1,271 事業所	1,262 事業所	1,253 事業所
2 立地企業に おける新規 雇用者数	16人	40人	40人	40人	40人	40人
3 休日歩行者 及び自転車 通行数	1,018人	1,198人	1,723人	1,751人	1,842人	1,870人
3 イベント入 込客数	61,000人	61,000人	62,000人	62,000人	63,000人	63,000人
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1	商工業振興対策事業	市内商工業者の経営の安定化を図る。				
1	金融制度対策事業	金融支援により商工業者、中小企業者及び商店街の経営の安定化を図る。				
1	経済対策住宅等リフォーム促進事業	市内施工業者による住宅等の改修工事等を促すことにより、市内経済の活性化を図る。				
1	新規創業者支援事業	若い世代が働くことのできる企業の創業支援を図る。				
2	企業誘致促進事業	企業立地の促進や立地企業に対する支援を図る。				
3	中心市街地活性化推進事業	交流拠点整備や魅力ある商店街づくりにより、中心市街地の活性化を図る。				

3 小林駅周辺整備事業		駅南北通路、地域・観光交流センター（仮称）、駅周辺広場等の観光交流拠点施設の整備を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市中心市街地活性化基本計画	少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための計画	中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律	平成28年度～ 平成32年度 5か年
小林市創業支援事業計画	経済及び産業の振興や雇用の創出を図るため、商工団体等との連携を強化し、中小企業の人材育成をはじめ、経営支援、創業支援に資する施策を推進するための計画	産業競争力強化法	平成27年10月～ 平成31年度 5か年

基本施策	1－（４） 観光産業の育成・支援に取り組みます
主管課	商工観光課
関連課	農業振興課 畜産課 須木庁舎地域振興課 野尻庁舎地域振興課 スポーツ振興課 地方創生課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 観光施策の基本となる「小林市観光振興計画」に基づいた事業実施に努めながら、「観光による稼ぐ力」を生み出すために、多様な産業との連携を踏まえた観光戦略、マネジメントを導入した観光DMOを中心に、効率的かつ積極的な事業を展開します。 ● インバウンドを見据えた観光産業の拡大を図るために、恵まれた観光資源をいかし、体験型・滞在型観光の推進を図ります。 ● 周辺自治体や関係団体との連携のもと、観光ルートの確立を図り、観光施設等についても、各区域の特色ある観光資源を十分にいかした施設運営を推進し観光産業の活性化を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市における観光客の入込数は、平成18年には110万人でしたが、平成23年以降は70万人前後で推移しています。最近の動向から見ると、団体旅行から個人旅行へと観光客のニーズが多様化する等、地方ならではの地域の特性をいかした五感で味わう体験型観光の需要が増加傾向にありますが、一度訪れた観光客が再度訪れることが少ないこと（リピーターの不在）がうかがえ、この背景としてハードの魅力に依存しており、また来たくなくなるようなおもてなしの仕掛けや仕組みが欠けていることも考えられます。 ● 観光宣伝、情報発信の充実は必要であり、観光客の入込増には関係機関との連携はもとより、周辺市町村の観光地との周遊連続性の向上や一体的な施策展開等更なる努力と工夫が必要です。 ● 観光客に対する各種統計データの収集及び分析が不十分であり、また、マーケティングに関する知識や技術を有する専門人材が不足していることから、ターゲットとなる顧客層が十分に練られていない等、戦略的及び効果的なマーケティングが実施できていない現状です。地域内外からの人の流れを戦略的に創出し、観光による地域づくりを実現していくためには、地域の“稼ぐ力”を引き出す取組が不可欠です。 	

<ul style="list-style-type: none"> ● 国内における大きなイベントの開催等が予定される中、訪日外国人旅行者の増加が期待されており、インバウンド観光に対応した観光施策の拡充及びその誘致に取り組む必要があります。 ● 本市の観光施設については、老朽化が進み、維持修繕の必要がある施設も見受けられます。各施設の観光客入込数が伸び悩む中で、施設運営の活性化対策も必要となります。今後は、小林区域、須木区域、野尻町区域の恵まれた観光資源を十分にいかし、関係機関の連携を強化し、魅力ある観光地づくりを進めていくとともに、観光施設については、その在り方も含めて、時代に即した利用者ニーズに対応した展開を視野に入れながら、その充実を図るための検証が重要です。
方 針
<p>1 観光DMOによる観光振興の促進</p> <p>観光地域づくりの核となる観光DMOの運営組織を確立し、観光客に対するデータの収集や顧客に対する戦略的かつ効果的なマーケティングを実施します。また、インバウンドを見据えた人の流れを呼び込み、地域の特色をいかした恵まれた資源を有効に活用し、国立公園満喫プロジェクトの推進等、観光による地域づくりと雇用創出を図ります。</p> <p>人の流れを戦略的に創出し、観光による地域づくりを実現していくためには地域の“稼ぐ力”を引き出す取組が必要であり、そのために観光DMOによる、各種データの収集及び分析、戦略の策定及びK P Iの設定等を基礎とする科学的アプローチを導入した“観光地経営”を実現します。</p> <p>2 体験型の観光地づくり</p> <p>豊かな自然を活用したキャンプや自然体験、田舎体験さらには歴史資源を活用した歴史文化体験やいやし体験等、地域の特性をいかした豊かな地域資源が活用されている状態を目指した観光施策を展開するとともに、各種ガイド、インストラクターの育成と活動促進を図り、農家民泊や農業体験等のグリーンツーリズムやエコツーリズム等の体験型・滞在型観光を積極的に推進します。</p> <p>3 スポーツ合宿の誘致</p> <p>「スポーツのまち小林」を積極的にPRするため、広域的な宿泊施設との連携を深め、地場特産品ブランドのPRを含めた地域観光の振興を図ります。このため、官民一体となった組織の構築を図り「おもてなしの心」を持った、受入れ体制の整備を図ります。</p> <p>また、「ラグビーワールドカップ」、「東京オリンピック・パラリンピック」及び「国民体育大会」といった全国規模の大会を視野に入れた、スポーツ競技の誘致を推進することで、多くの人が集まる滞在型・交流型観光地づくりを推進します。</p>

4 イベント等の充実

地域資源や趣向を凝らした祭り等をいかした観光イベントの開催を支援することにより、観光客の誘致に取り組みます。小林区域、須木区域、野尻町区域の魅力ある観光地が連携し合い、相乗効果を引き出せるよう観光ルート及び観光イベントの連携や事業実施を進め、SNS等を活用したイベントの情報発信を行い、県内外からの集客の増加を目指した取組を行います。

5 観光施設等の充実

市有観光施設は、建設から20年以上経過し、老朽化が進む等改善が必要な施設もあるため、観光客の利便性確保のため年次的に改修等を行うとともに、小林区域、須木区域、野尻町区域の特色や機能を明確にした効率的な施設運営の検討を進めます。

また、新たな観光の核となる施設整備を行うとともに、地域住民と観光客の交流ステージとしての環境整備や特産品開発、人材育成を促進させる直販及び体験型施設の充実等により、多くの観光客の誘致を図ります。

目 標

1 インバウンド及び観光入込客数が増加した状態

観光DMOを核とした組織体制により、インバウンドを見据えた観光入込客数が増加した状態を目指します。

2 体験型・滞在型観光客が増加した状態

農家民泊や農業体験等の体験型観光客が増加した状態を目指します。

3 スポーツ団体の合宿誘致件数が増加した状態

スポーツ団体の合宿誘致を積極的に推進し、受入団体数が増加した状態を目指します。

4 観光イベントの入込客数が増加した状態

魅力ある観光イベントを開催し、入込客数が増加した状態を目指します。

5 効率的な観光施設運営が図られた状態

年次的な改修や効率的な施設運営により、観光施設の充実が図られた状態を目指します。

目標値						
指 標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 観光入込客 数	692,719 人	800,000 人	900,000 人	1,000,000 人	1,100,000 人	1,200,000 人
2 体験型観光 入込客数	1,555 人	1,600 人	1,700 人	1,800 人	1,900 人	2,000 人
3 合宿団体数	8 団体	20 団体	20 団体	22 団体	22 団体	24 団体
4 観光イベント 入込客数	61,371 人	70,000 人	80,000 人	90,000 人	100,000 人	110,000 人
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1	観光DMO推進事業	観光地域づくりの核となる観光DMOを設立するとともに、効率的で効果的な運営を図る。				
1	観光振興対策事業	小林市観光振興計画に沿った事業の推進を図る。				
3	合宿誘致推進事業	スポーツ合宿、スポーツイベントの誘致を推進し、地域経済の活性化を図る。				
4	観光協会運営費補助事業	祭りやイベント、観光宣伝事業による魅力の発信を行い、交流人口の増と地域の活性化を図る。				
5	観光施設整備事業	観光客及び市民が安心、安全かつ快適に利用できる施設の維持管理と整備を図る。				

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市観光振興計画	地域一体となった魅力的な観光施策を提言し、地域経済の活性化、雇用機会の増加による地域経済の発展に寄与し、持続可能な社会づくりのための観光行政の指針となる計画	観光立国推進基本法	平成 24 年度～ 平成 33 年度 10 年

基本施策	1－（５） 小林市のブランド力を高める取組を推進します
主管課	地方創生課
関連課	全課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと納税制度（企業版を含む）を活用し、財源の確保を図りながら、特産品の掘り起こしや販路拡大、生産者のモチベーションや職員の資質の向上等、財源を活用した幅広い内容に取り組み、地域の活性化を図ります。 ● 市民や市出身者のまちづくりへの参画意欲をさらに醸成し、小林市のブランド力を一段と高めます。 ● 企業や各種団体等と連携し本市の魅力を発信するとともに、小林市のファンを増やします。 ● 行政と市民のコミュニケーションを図り、広報紙やホームページの充実、SNSの積極的活用、メディアとの連携強化を行う等、戦略的な広報を展開します。 ● 積極的に市民の意見に耳を傾け、まちづくりに反映できる仕組みを確立します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな農産物等の魅力があふれる本市ですが、認知度やブランド力にまだまだ多くの伸びしろを有しており、更なるブランド力の向上が可能です。 ● ふるさと納税制度は、財源の確保はもとより地域経済への好影響をもたらします。連携事業者の生産意欲やブランド力の向上、新しい価値の創造や地域資源の掘り起こしにもつながります。戦略的な仕掛けを行いながら新たな経済循環の創出に努め、長期的かつ深いつながりを生み出す「こぼやしファン・サポーターズCLUB」事業と連携し、交流人口及び小林市ファンの増加に取り組んでいく必要があります。 ● 「広報こぼやし」等の紙媒体の読者は比較的高齢者層に多く、一方で、ホームページの年間アクセス数やSNSのフォロワー数は年々増えています。様々なツールを活用した情報発信を行い、幅広い層に情報を届ける必要があります。 ● ホームページの各コンテンツへの要望アンケート機能の有効活用を促進するために周知する必要があります。また、パブリックコメントは、計画等の策定年度によって左右されるため件数の比較は難しいものの、引き続き組織内での制度活用の啓発に取り組む必要があります。 	

方 針
<p>1 小林市のブランド力向上の推進</p> <p>既存の地域資源を有効活用するとともに、他の自治体との差別化を意識した展開や獲得財源の効果的な運用により、小林市のブランド力向上を推進します。</p> <p>2 効果的な広報・広聴とプロモーションの展開</p> <p>市民から信頼されるまちづくりを推進し、小林市のブランド力を向上させるために、広報及び広聴活動とプロモーションを一体的に展開します。また、職員の情報発信意識の向上を図るとともに、広報及びプロモーション活動を市民協働で行う体制づくりを進めます。さらに、多様化している情報発信媒体の特徴を的確に捉えて情報発信を行い、幅広い年齢層に情報が届くよう取り組みます。</p>
目 標
<p>1－（１）特産品の取引額が増加し、地域が活性化した状態</p> <p>ふるさと納税制度を有効に活用し、国内外における特産品取引額が増加し地域が活性化した状態を目指します。</p> <p>1－（２）小林市に対する寄附金額が増加した状態</p> <p>応援したくなる自治体像を伝えるとともに特産品の魅力を積極的にアピールし、ふるさと納税制度による寄附金額が増加した状態を目指します。</p> <p>1－（３）小林市に対する関心の高い人口が増えた状態</p> <p>「こばやしファン・サポーターズCLUB」の魅力ある運営に取り組み、会員数が増加した状態を目指します。</p> <p>1－（４）獲得財源の運用により小林市のブランド力が向上した状態</p> <p>財源の効果的運用を図り、新しい価値の創造や新たな経済循環の創出を図り、小林市のブランド力が向上した状態を目指します。</p> <p>2 時代に即した戦略的情報発信ができている状態</p> <p>発信内容や頻度を充実させることによるホームページ年間アクセス件数を増やします。また、即時性をいかし、広報紙でカバーできない情報のSNSでの発信とフォロワー数が増加した状態を目指します。</p>

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1－(2) ふるさと納税に よる寄附金額	667,000 千円	801,000 千円	843,000 千円	880,000 千円	917,000 千円	953,000 千円
1－(3) こぼやしファ ン・サポーターズ CLUB会員数	800人	3,000人	6,000人	10,000人	12,000人	14,000人
2 ホームページ月 間アクセス件数	48,000件	50,000件	52,000件	54,000件	56,000件	58,000件
2 SNSフォロワ 一件数	2,280件	2,600件	2,800件	3,000件	3,200件	3,400件
主な実施計画事業						
事業名	概 要					
1 ふるさと納税推進事業	ふるさと納税事業を活用し、まちの魅力発信や地域の活性化につなげる。					
1 大人の社会塾（熱中小学校）事業	「熱中小学校プロジェクト」に参加することにより、交流人口を増やすとともに地方創生に資する人材育成、小林市のブランド力向上につなげる。					
2 広報広聴事業	情報発信のため広報紙、お知らせの発行、ホームページ及びSNSの管理運営を行い、市民のまちづくりへの参画意識の醸成を図る。					
2 シティプロモーション事業	地域資源をコンテンツにまとめ、効果的に発信するとともに都市部でのPR活動等を通じ、市のブランド力向上に努める。					
個別計画						
計画名	概 要	根拠法令		計画期間		
なし						

基本施策	1－(6) 移住・定住を促進します
主管課	地方創生課 須木庁舎地域振興課 野尻庁舎地域振興課
関連課	全課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市を、住みたい、住み続けたいまちにしていくため、移住及び定住施策を充実させ、新しい人の流れを作ります。 ● 移住・定住は、様々な分野から支える基盤が必要なため、部局横断的に取り組むとともに、官民一体となった多様な連携により総合的に取り組みます。 ● 地域コミュニティ等と連携し、市内の自然や歴史、文化等の魅力や市内に点在する空き家等、利活用可能な資源を掘り起こし、多様化するメディアでの効果的な情報発信やリノベーションによる有効活用を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市の人口は、自然動態は減少傾向、社会動態についても年次的な増減はあるものの人口の減少が続いています。人口の減少は、市民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼす深刻な問題です。本市の魅力を高め、定住促進につながる施策をさらに推進する必要があります。 ● 豊かな自然や歴史、文化等多くの魅力がある本市では、各種媒体での情報発信を行い、交流人口の増加に取り組んでいます。移住人口を増やすためには実際の生活を行う上で必要な情報を提供していくことも重要であり、本市の持つ魅力に加えて、子育て、教育、住まい、健康等、求められる情報を効果的に伝える必要があります。 ● 移住において最もニーズの高い就業場所や住居に関する不安を解消するため、部局横断的に雇用創出に取り組むとともに、移住しやすい生活環境や相談体制をさらに整え、幅広い年代の移住希望者が求める魅力創出に取り組んでいく必要があります。 ● 市民が、地元を誇りと愛着を持ち、若者の雇用の場の確保や安心して子どもを生み育てる環境を作る等、人口の流出に歯止めをかけ、減少を抑制することも重要です。 	

方針						
<p>1 市の魅力、移住・定住支援情報の発信 本市の持つ魅力を磨き上げ、他地域との差別化を図り、発信していくとともに、雇用（起業）や住居等、移住及び定住支援に関する情報を発信します。</p> <p>2 移住・定住の受入体制の充実 市民と一体となって、相談窓口の充実、就業場所や住まいの確保等移住及び定住の受入体制の充実を図ります。</p>						
目標						
<p>1 移住先の候補となり得るような情報発信の充実により移住相談者が増加した状態 本市の魅力や移住支援策を、様々なメディアや媒体で情報発信を行い、本市に興味関心を持つ人が増加した状態を目指します。</p> <p>2－（１）支援制度が充実した状態 空き家バンク制度やお試し滞在施設、相談体制、生涯学習機会の提供等、支援制度の充実を図り、移住者の持つ様々なニーズに対応した事業の展開により、転入する人口が増加した状態を目指します。</p> <p>2－（２）様々な出会いの場の創出等移住者が暮らしやすい状態 コミュニティスペースの確保や様々な出会いの機会を創出する等、移住者と地域住民の交流や男女の出会い等を促進し、定住増加が図られた状態を目指します。</p> <p>2－（３）定住したい環境が整備された状態 地域への誇りや愛着を持つことにより、現在から将来にかけて帰郷したくなる機運の醸成を図るとともに、地元での就職や移住者が子どもを産み育てたいと思う環境づくりが図られた状態を目指します。</p>						
目標値						
指標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 移住相談件数	178件	180件	250件	250件	200件	200件
2－（１）（２）（３） 市を通じた移住世帯数 ※	15世帯	25世帯	75世帯	75世帯	25世帯	25世帯

1・2 社会動態人口の社 会増減（人）	△178人	△70人	15人	15人	△20人	±0人
---------------------------	-------	------	-----	-----	------	-----

※「市を通じた移住世帯数」は年間25世帯を目標とするが、平成30年と平成31年はCCRC事業による移住者を見込んでいるため増加している。

主な実施計画事業			
事業名	概要		
1・2 移住等促進事業	都市圏での移住相談会開催や移住体験ツアー等を実施し、移住を促進するとともに、お試し滞在施設や空き家バンク制度の活用により、移住者を呼び込む。		
2 地域おこし協力隊事業	都市部から人材を募集し、その経験とアイデアにより地域活性化を図るとともに、起業による定住を目指した活動を行う。		
2 生涯活躍のまち推進事業	健康でアクティブなシニア世代の移住を受け入れ、多様な知識や経験をいかして活躍してもらうことで、地域経済活性化や雇用創出を目指す。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
なし			

施策の大綱	2 いきいき 《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》
主管部局	健康福祉部
ミッション	
<p>子どもから高齢者まで全ての市民が、健康で生きがいを持ち、笑顔でいきいきとした生活を送れるよう「保健、医療、介護、福祉、子育て」の連携のもと、互いに支え合い助け合いながら安心、安全に暮らせる協働のまちづくりを推進します。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民福祉の充実を図ります。 ● 高齢者を支援します。 ● 健康づくりを支援します。 ● 子育てを支援します。 ● 地域医療の体制の確保に取り組みます。 	

基本施策	2－（１） 市民福祉の充実を図ります
主管課	福祉課
関連課	長寿介護課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課 須木庁舎住民生活課 野尻庁舎住民生活課 市民課 商工観光課 建設課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動の推進や地域福祉の担い手育成を進めることにより、市民福祉の充実を図ります。 ● 障がい者及び障がい児の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。 ● 保護及び支援を必要とする市民の生活を維持し、生活自立の援助に取り組みます。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域には子どもから高齢者まで幅広い年代が生活をしています。そのため、必要とされる福祉課題も多岐にわたります。これらの課題を把握し、解決するためには、地域内で福祉の担い手を育成し、福祉活動を行う団体の活性化が重要です。 ● 地域や家族のつながりが希薄化している現状があります。住民一人一人が地域社会の一員として安心して生活できる環境や、能力に応じた福祉活動のできる機会や場があり、生きがいを持って生活していくことも必要です。 ● 障がい者の権利擁護のために、日常生活自立支援事業や成年後見制度が設けられています。今後は、制度の周知と利用促進及び利用するための支援体制の整備及び強化に取り組む必要があります。また、障がい者が地域で安心して生活していくためには、地域での支え合いが重要です。 ● 生活困窮者の問題を社会全体の問題として捉え、生活自立支援体制の強化に取り組む必要があります。 	

方 針	
1	<p>地域福祉の担い手及び地域福祉活動団体の育成</p> <p>身近な地域で完結できる地域福祉の推進のため、それぞれの地域に必要とされる福祉の担い手を育成します。また、地区・校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等の地域の福祉活動団体の活動を支援します。</p>
2	<p>地域住民の交流の促進</p> <p>地域における支え合いを促進していくには、身近な地域に暮らす住民同士のつながりが重要です。そのための交流の場の拡充や交流活動の促進を支援します。</p>
3	<p>障がい者の権利擁護の推進</p> <p>障がい者に対する相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図り、障害者差別解消法の普及啓発に取り組み、安心して暮らせるよう権利擁護を推進します。</p>
4	<p>障がい者の自立及び社会参加の促進</p> <p>障がい者の自立及び社会参加を促進するため、関係機関や団体等がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携及び協力しながら、そのネットワークの強化を図ります。</p>
5	<p>生活困窮者への支援</p> <p>小林市生活自立相談支援センターと関係機関等が連携し、生活困窮者の包括的な相談や寄り添った支援を行います。また、就労可能な生活保護受給者の自立を促進するため、ハローワークと連携、協力し、就労支援を行います。</p>
目 標	
1	<p>地域の人材が地域福祉活動に参画している状態</p> <p>地域福祉の担い手や福祉活動団体の能力が十分に発揮され、地域の一員として活躍できる状態を目指します。</p>
2	<p>地域住民が地域内で安心して暮らせる状態</p> <p>地域全体で交流活動や見守り活動が展開され、支援を必要とする人が地域内で孤立せず、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていける状態を目指します。</p>

3－（１）障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、相談支援体制が充実した状態

障がい者自立支援協議会の相談支援部会を通じて、相談支援専門員が連携しながらスキルアップに努め、多種多様な相談に対応するとともに、障がい者が気軽に何でも相談できる状態を目指します。

3－（２）成年後見制度の推進や権利擁護に関わる取組が充実した状態

成年後見センターこばやし等を活用し、成年後見制度の周知や利用促進が図られるとともに、障害者差別解消法の啓発活動に努め、市民の関心と理解が深まり、障がい者の権利擁護が行われている状態を目指します。

4 障がい者に対する就労支援が図られた状態

ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、情報提供、相談支援体制を充実し、障がい者の就労の促進と定着の支援が行われている状態を目指します。

5－（１）生活困窮者への相談・支援体制が充実した状態

小林市生活自立相談支援センターとハローワークや関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努め、生活困窮者への自立支援が行われている状態を目指します。

5－（２）生活保護受給者への就労支援体制が充実した状態

ハローワークと連携し、生活保護受給者が自立した生活を営める状態を目指します。

目標値

指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 地区・校区社会福祉協議会数	20 団体	21 団体	22 団体	23 団体	24 団体	25 団体
2 いきいきサロン等の活動を行っている団体数	91 団体	93 団体	94 団体	95 団体	96 団体	97 団体

3-(1)(2)・ 4 障がい者(児)相談 支援件数	969 件/年	980 件/年	990 件/年	1,000 件/ 年	1,000 件/ 年	1,000 件/ 年
4 就労移行支援事業 の利用者数	14 人/年	16 人/年	18 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年
5-(1) 生活自立相談支援 センター新規相談 件数	80 件/年	90 件/年	95 件/年	100 件/年	110 件/年	110 件/年
5-(1) 生活自立相談支援 センター支援延べ 件数	1,319 件/ 年	1,440 件/ 年	1,520 件/ 年	1,600 件/ 年	1,760 件/ 年	1,760 件/ 年
5-(2) 生活保護受給者就 労自立促進事業の 参加者数	36 人/年	38 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1・2 地域福祉推進事業		支援が必要な高齢者、障がい者及び子育て世代の人等が住みなれた地域で安心して暮らせるために、地域での支え合いの仕組みの再構築を図り、地域福祉を推進する。				
1・2 社会福祉協議会事業		全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域福祉を積極的に推進している小林市社会福祉協議会に補助金を交付し活動の助成を行う。				
3 障がい者支援事業		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障がい者の社会参加の促進、地域生活への移行等の自立支援に必要な介護給付費、自立支援医療費等の給付を行う。				
4 障がい者福祉事業		障がい者や関係団体等に助成及び扶助等の支援により、障がい者の地域での自立促進、障がい者団体等の育成を図る。				

5 生活困窮者自立支援・自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等を通じ寄り添った支援を行う。		
5 被保護者就労支援事業	被保護者の自立及び就労支援のために、自立生活相談専門員を雇用し、自立支援の促進の取組を行う。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	住民が地域でお互いに支え合う仕組みを構築するとともに、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するための計画	社会福祉法	平成 29 年度～ 平成 33 年度 5 か年
障がい者計画	障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障がい者施策について、総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本計画	障害者基本法	平成 27 年度～ 平成 31 年度 5 か年
障がい福祉計画	障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 27 年度～ 平成 29 年度 3 か年

基本施策	2－（２） 高齢者を支援します
主管課	長寿介護課
関連課	須木庁舎住民生活課 野尻庁舎住民生活課 福祉課 健康推進課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が抱える様々な生活課題に適切に対処していくため、公的サービスだけでなく、市民参加による支え合いの仕組みや在宅医療と介護が連携してサービスを提供する体制等を構築し、住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が続けられるよう、高齢者一人一人の日常生活全体を包括的に支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。 ● 高齢期を迎えても、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと活動的に暮らし続けられるよう、高齢期を迎える前から、そして高齢期に入ってから、一人一人が日常的に健康の維持及び増進に努め、要介護状態への進行を予防できるよう、生涯健康づくりの観点から総合的な支援策に取り組みます。 ● 介護が必要になっても、在宅で安心して暮らせるよう、切れ目のないサービスを利用できる体制を整備することとし、市内の施設の機能を有効活用し、要介護状態になっても身近でサービスが利用できるよう「在宅生活」支援を基本に、高齢者一人一人の状況に応じた柔軟なサービスを提供します。 	

現状と課題

- 平成27年10月現在の高齢化率は、33.5%と市民の約3人に1人は65歳以上の高齢者となり、今後、市民に占める高齢者の割合は更に上昇していくと推測されます。また、高齢化による介護需要の増加、人口減少による担い手不足、地域の在り方等、高齢者を取り巻く環境は大きく変化すると予測され、その変化に対応すべく介護保険制度も年々変化を遂げている状況です。このような状況の中、これまで以上に介護保険制度を自らのことと捉え、行政はもとより、市民や地域、各関係機関等と協働して、在宅医療・介護連携を始めとした地域に即した各種事業を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の確立が必要です。
- これまでの高齢者施策の取組により介護保険制度全般に対する関心は高まり、特に、今後、高齢者の15%以上が認知症を患ってしまう可能性があるとして予測される認知症施策や介護予防施策等に、自主的、能動的に取り組む人が増加しています。しかし、今後の介護需要の増加等を勘案すると、健康や介護予防に対する市民一人一人の自助努力や地域で支える取組が更に必要であるため、市民総ぐるみで、意識醸成から事業の実施、継続まで行うことが課題です。
- 老人クラブ、シルバー人材センター等の団体の数や会員数は、平成10年頃をピークに、生活様式の多様化等を理由に減少に転じ、その活動も縮小しています。今後は、団塊の世代の退職に伴う元気な高齢者の増加が見込まれるため、高齢者の活動等の広報を積極的に行いながら、老人クラブやシルバー人材センター等の各種団体への加入や高齢者の社会参加を促進していく必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、介護認定者数及び介護給付費ともに増加しており、この増加傾向は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年にピークを迎えると予想されています。今後は介護サービス利用者のみならず市民全体が、介護保険制度への理解を深め、持続可能な制度の運営を行うことが課題です。

方 針	
1	<p>介護保険制度の周知徹底</p> <p>法改正による介護保険制度の変更に対する周知はもとより、制度の根幹である共助の精神及び介護予防の必要性等の再認識と、制度への理解を得ます。</p>
2	<p>認知症への正しい理解・支援の推進</p> <p>誰もが安心して安全に暮らせる「認知症にやさしいまち」として認知症への正しい理解、支援を推進します。</p>
3	<p>介護予防の普及・支援の推進</p> <p>高齢期になっても自立した生活が送れるように、地域とともに自立支援に資する介護予防の普及、支援を推進します。</p>
4	<p>高齢者の社会参加等の促進</p> <p>趣味等の生きがい活動や同世代の仲間づくり、社会貢献等を通じた高齢者の積極的な社会参加を促進します。</p>
5	<p>在宅医療・介護連携の推進</p> <p>「地域包括ケアシステム」の柱となる在宅医療と介護の連携推進を西諸二次医療圏の自治体及び医師会等と連携を図りながら推進します。</p>
目 標	
1	<p>介護保険制度への市民の理解が十分に得られた状態</p> <p>制度の理解度を上げるための講座や研修会を実施します。</p>
2	<p>認知症への理解が普及した状態</p> <p>認知症サポーター数を増加させます。</p>
3	<p>3－（１）介護予防活動ができる状態</p> <p>どこでも自主的に介護予防活動ができる拠点を支援します。</p>
3	<p>3－（２）要介護度が改善した状態</p> <p>中重度要介護者（要介護３以上）の要介護度を改善します。</p>
4	<p>高齢者の生きがい活動等が向上した状態</p> <p>老人クラブ等の加入者を増加させます。また、高齢者の活動拠点となる高齢者交流センター等の利用者を増加させます。</p>
5	<p>在宅医療と介護サービスの連携が図られた状態</p> <p>高齢者の状態に応じて、医療と介護サービスが切れ目なく提供されるよう支援します。</p>

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 介護保険料 収納率	96.04%	96.10%	96.15%	96.20%	96.25%	96.30%
2 認知症サポ ーター養成 講座参加者 数(累計)	9,154人	11,000人	12,000人	13,000人	14,000人	15,000人
3-(2) 中重度要介 護者(要介護 3以上)改善 率	3.66%	3.80%	4.00%	4.30%	4.60%	5.00%
3-(2) 全介護認定 者のうち新 たに要支援 になった人 の割合	6.17%	6.08%	6.00%	5.91%	5.83%	5.74%
3-(2) 全介護認定 者のうち新 たに要介護 になった人 の割合	15.22%	15.14%	15.05%	14.97%	14.88%	14.80%
4 老人クラブ 加入者数	3,020人	3,040人	3,060人	3,080人	3,100人	3,120人
4 高齢者交流 センターの 利用率(平成 27年度比)	100.0%	102.0%	104.0%	106.0%	108.0%	110.0%
5 訪問看護と その他の介 護サービスの 併用利用 者数	88人	90人	95人	100人	110人	120人

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	賦課徴収事業	介護保険法及び小林市介護保険条例に基づき、65歳以上の方を対象に介護保険料を賦課及び徴収する。	
1	介護保険給付事業	介護認定を受けた被保険者が利用した居宅サービス費及び施設サービス費を給付する。	
1	認定調査事業	要介護認定申請者の家庭（施設）を訪問し、一次判定のための調査を行う。	
2	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防教室の開催、閉じこもり、うつ及び認知症予防事業を実施し、また、介護予防普及啓発のための各種イベント等を開催する。	
3	特定地域支援事業	地域包括支援センター（委託）の運営を始めとし、総合相談、介護予防ケアマネジメント、認知症施策等を実施する。	
4	高齢者生きがい支援事業	老人クラブ活動とシルバー人材センター事業を支援する。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画。国の基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画	老人福祉法 介護保険法	平成27年度～ 平成29年度 3か年

基本施策	2－(3) 健康づくりを支援します
主管課	健康推進課 ほけん課
関連課	長寿介護課 子育て支援課 スポーツ振興課 学校教育課 農業振興課 福祉課 市立病院 須木庁舎住民生活課 野尻庁舎住民生活課
ミッション	
<p>「地域医療・健康都市 小林市」宣言や健康づくり計画「健康こぼやし 21(第二次)」を踏まえ、市民総ぐるみの健康づくりを進め、健康長寿を目指して各種施策を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 疾病の予防に取り組むため、各種健（検）診の無料クーポン対象者の拡大、対象年齢及び健（検）診内容の見直し等により受診率向上を目指します。 ● 健康意識を高め、栄養、運動、休養、飲酒、喫煙等の生活習慣を改善するとともに、バランスのとれた食生活ができるよう、食生活改善の推進、歯科口腔環境の改善等によるからだの健康づくりを推進します。 ● 母子保健法に基づく各種健康診査等の充実を図るとともに、本市に住む若い世代の夢をかなえる地方創生事業の一環として、子育て世代の包括的な支援体制の構築、妊婦健康診査の全額公費負担、任意予防接種の一部助成により子育て世代への経済的及び精神的負担の軽減を図ります。 ● こころの健康づくりのために、こころの不調を訴える人への理解や支援を進めるとともに、「小林市自殺対策行動計画」に基づき、行政、NPO法人、市民が一体となり、協働により自殺対策に取り組みます。 ● 「小林市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「小林市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えます。その他の感染症についても随時検討していきます。 	

現状と課題

- 健康で活動的に暮らせる健康寿命が平均寿命より 10 年程度短いと言われている中で、本市の健（検）診の受診率は、全国平均及び県内平均よりも低い状況にあります。特にがん検診受診率は、年々増加していますが、受診率の向上が急務となっており、本市の受診率は、国の目標である 4 割に満たない状況です。地域医療を守る観点からも市民の健康意識の向上により治療医療から予防医療への移行が重要となってきています。
また、全国で展開されている脳血管疾患、心疾患、人工透析等の重症化予防を徹底して実施するに当たり、健診結果をいかした栄養、運動及び休養等の保健指導の充実が課題です。
- 地域特有の食文化が食生活の習慣をつくりあげています。主要な生活習慣病（がん、循環器疾患、糖尿病、慢性腎不全、高血圧）予防のためには、個人の健診データを確認し、血液データ等と食品（栄養素）との具体的な関連を各種保健指導にいかす必要があります。
- 平成 26 年の合計特殊出生率は、全国平均 1.42、県平均 1.69、本市は 1.84 となっており、人口を維持するために必要な合計特殊出生率 2.08 を下回っている状況です。
- 少子化の背景として、晩婚化、未婚の増加等が考えられ、安心して子育てのできる環境の整備や各種支援の在り方が課題となってきています。そのため、母子保健法に基づく各種健康診査や 4・5 歳児健康相談の充実を図る必要があります。さらに平成 28 年度に設置した小林市子育て世代包括支援センターの円滑な運営と機能の充実を図り、子育て支援環境の整備を図っていく必要があります。
- 歯の健康づくりでは、歯周病と糖尿病や循環器疾患との関連が指摘される等、生涯を通じた口腔内の健康が重視されている中で、本市の児童のむし歯数は、全国平均、県内平均よりも多い状況です。年齢に応じたむし歯予防、歯周疾患予防、定期的な受診等継続した啓発が必要です。
- 本市の自殺者数については、全国平均及び県平均よりも高い状況にあり、女性よりも男性が多く、40 歳代から 60 歳代の働き盛りの方が多数を占めています。自殺対策協議会を設置し、「小林市自殺対策行動計画」を平成 25 年度に策定しており、今後も引き続き自殺死亡者の減少のため取り組む必要があります。地域での見守り等、各種計画を踏まえながら、他機関及び団体との連携強化や、ゲートキーパー等人材育成を展開するとともに、緊急な相談の場合、すぐに対応できる体制整備が課題です。

- 新型インフルエンザ、SARS、ジカ熱等の感染症に関する知識の普及啓発を推進し、定期予防接種及び任意予防接種の接種率を高め、発症やまん延を予防する必要があります。また、感染症の特性から、本市だけでなく、広域的に西諸地域管内の統一した取組を協議する必要があります。
- 国民健康保険事業における「特定健康診査」について、未受診者が多く、未受診者が発症した場合等、既に重症化している傾向がみられます。健診の重要性の周知が図られていない状況があります。

方針

1 健康づくりの推進

各種健（検）診の受診率の向上を目指し、健康で活動的に暮らせる健康寿命を延ばすため、発症予防、重症化予防等を推進します。

2 生活習慣の改善

健康的な生活習慣を確立するために、幼少期からの食育を進め、栄養や運動及び休養等、からだところの健康づくりを推進します。

3 母子保健の推進

小林市子育て世代包括支援センター等と関係機関が連携し、乳幼児健診、各種教室及び各種相談等を実施し、子育てや親育てを推進します。

4 こころの健康づくりの推進

NPO法人、医療機関、学校、家庭、地域等との連携や体制を強化し、こころの健康づくりや自殺対策を推進します。

5 感染症予防の推進

各種予防接種や結核検診を勧奨し、感染症の予防を推進します。

6 特定健康診査の推進

特定健康診査に関する広報活動や窓口での相談の充実に努めていきます。また、健診結果説明会では、保健指導や栄養指導を行い生活習慣病予防対策を行います。さらに、未受診者対策として広報活動や各種行事等でのチラシ配布及び電話勧奨に取り組みます。

目 標						
<p>1 市民が健（検）診を積極的に受診し重症化予防に取り組む状態 健（検）診の受診率が県平均又は全国平均まで向上した状態を目指します。</p>						
<p>2 市民が健康的な生活習慣を保持できる状態 栄養、運動及び休養等を意識した健康的な生活習慣が確立された状態を目指します。</p>						
<p>3 母と子が健診を受診し健康な状態 妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の対象者全員が受診する状態を目指します。あわせて、児童のむし歯数が県平均又は全国平均まで減少した状態を目指します。</p>						
<p>4 市民一人一人が誰も自殺に追い込まれることのない状態 地域での見守り体制が確立され、居心地の良い地域づくりが構築された状態を目指します。</p>						
<p>5 市民が予防接種をこころがけ感染症のまん延がない状態 予防接種の接種率が向上した状態を目指します。</p>						
<p>6 特定健康診査受診率の向上が図られた状態 特定健康診査受診率が向上した状態を目指します。</p>						
目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 がん検診の受診率	10.5%	15.0%	20.0%	25.0%	30.0%	35.0%
2 肥満者の割合(40～69歳)	33.3% (全国 27.1) (宮崎県 30.1)	33.0%	32.5%	32.0%	31.0%	30.0%
2 新規透析導入患者数	20人 (総数 191人)	19人	18人	17人	16人	15人
3 乳幼児健康診査の受診率	95.0%	98.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3 12歳児一人の平均むし歯数(永久歯)	1.68本	1.60本	1.50本	1.40本	1.35本	1.30本
4 ゲートキーパー受講者数(累計)	388人	415人	450人	500人	550人	600人
5 予防接種の接種率 A類 ※1	91.8%	95.0%	97.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5 予防接種の接種率 B類 ※2	58.0%	60.0%	63.0%	66.0%	68.0%	70.0%
6 特定健康診査受診率	34.6%	37.0%	39.0%	41.0%	43.0%	45.0%

※1 A類：ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風（四種混合）麻しん・風しん、日本脳炎、結核（BCG）、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎

※2 B類：高齢者肺炎球菌感染症、季節性インフルエンザ

主な実施計画事業	
事業名	概要
1・2 健康増進対策事業	健康増進法に基づき事業を実施することにより、推進員の養成・健康づくりの知識の普及啓発を推進する。
1・2 がん検診推進事業	健康増進法・がん対策基本法に基づき各種がん検診を実施し、その事後指導を推進する。また精度管理の向上に取り組む。
1・2 重症化予防対策事業	健康増進法・高齢者医療確保法に基づき重症化予防事業を実施することにより、市民のQOL（生活の質）の向上と医療費適正化を推進する。
3 母子保健事業	地域保健法、母子保健法及び発達障害者（児）支援法等に基づき、妊産婦並びに乳幼児へ各種教育、健康相談及び健康診査等、母子保健に関する総合的な事業運営を推進する。
4 自殺対策事業	自殺対策基本法に基づき、自殺対策への取組を推進する。 平成18年6月に西諸地区自殺対策協議会、平成23年9月に小林市自殺対策協議会を設置し、自殺防止等についての活動を行なっているNPO等と連携し、地域一丸となって自殺に対する正しい知識の普及啓発等を推進する。

5 予防接種事業	<p>予防接種法に基づき予防接種を行う。また、保護者等への啓発活動及び計画的な接種への助言を行い接種率の向上に努め、免疫保有率向上による疾病発生の抑止に取り組む。定期の予防接種となっていない任意の予防接種についても保護者の経済的負担軽減、小児医療体制整備の観点から実施する。</p>
6 特定健康診査等事業	<p>生活習慣病対策を主眼とした特定健康診査及び特定保健指導を実施する。(啓発活動を含む)</p>

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
健康こぼやし 21 (第二次)	<p>市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにする計画</p>	健康増進法	平成 26 年度～ 平成 35 年度 10 か年
小林市自殺対策行動計画	<p>保健、福祉、医療、教育及び労働等の団体、機関及び事業所等や市民により、自殺に至る状況を改善するための施策や取組をまとめた計画</p>	自殺対策基本法 自殺総合対策大綱	平成 26 年度～ 平成 30 年度 5 か年
小林市新型インフルエンザ等対策行動計画及び小林市業務継続計画 (新型インフルエンザ等編)	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、健康被害を最小限に抑え、市民生活及び地域経済の破綻を防ぐことを目的とした計画</p>	新型インフルエンザ等対策特別措置法 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 小林市新型インフルエンザ等対策本部条例 小林市新型インフルエンザ等対策本部規則	なし
小林市特定健康診査等実施計画	<p>厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本方針に即して、保険者 (市) が特定健康診査等の具体的な実施方法やその成果に関する目標等について定めた計画</p>	高齢者の医療の確保に関する法律	平成 25 年度～ 平成 29 年度 5 か年
小林市保健事業実施計画 (データヘルス計画)	<p>被保険者の健康増進及び疾病予防の取組について、保険者 (市) が支援の中心となって効果的かつ効率的な保健事業を展開するための計画</p>	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 (平成 16 年厚生労働省告示第 307 号)	平成 27 年度～ 平成 29 年度 3 か年

基本施策	2－（４） 子育てを支援します
主管課	子育て支援課
関連課	福祉課 学校教育課 須木庁舎住民生活課 野尻庁舎住民生活課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの健やかな成長のために良好な環境が確保されるよう、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進します。 ● 地域における子育て支援事業の充実を図り、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを推進します。 ● 就学前の子どもに対する良質かつ適切な保育等の提供体制を確保します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化や核家族化が進行し地域社会のつながりが希薄化する中で、子育て世代が定住し安心して子どもを生み育てていくためには、地域社会の理解と協力は必要不可欠なものです。平成28年4月の時点で、約1,700名の児童が市内外の保育所、幼稚園及び認定こども園に入所しており、質の高い保育サービスが提供されているものの、事業者においては、保育士の確保に大変苦慮している現状もあります。子ども・子育て支援新制度により、保育園や幼稚園から認定こども園に移行を希望する事業者も出てきており、幼児期の教育、保育の量的及び質的確保を図るとともに保護者のニーズを的確に把握し、その対応に努める必要があります。 ● 保育所等に入所していない在宅の児童について、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等で育児に関する情報交換や育児不安等の軽減につながるよう支援を行っていますが、地域における子育て支援サービスのさらなる充実を図ることが課題です。 ● 放課後における児童の安全を確保するとともに健全な遊びの場を提供するための児童センターや、保護者の就労により、昼間、自宅に保護者がいない小学生に対し、安全に過ごすことのできる居場所を確保するための放課後児童クラブを開設していますが、一部の児童クラブにおいては、施設の老朽化や指導者の高齢化も顕著となっており、対策を検討する必要があります。 	

- ライフスタイルの多様化等により、ひとり親家庭が増加しており経済的に厳しい状況に置かれている家庭も少なくない状況があります。児童扶養手当や児童手当、医療費の助成制度等の経済的支援はもとより、自立のための各種就労支援事業等を有効に活用し、支援をしていく必要があります。
- 子どもの貧困問題について、本市の状況を把握するため、実態を調査する必要があります。

方 針

1 地域における子育て支援サービスの充実及び幼児期の医療、教育・保育の量的確保

「小林市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、安心して子育てができる環境を整備します。

また、幼児期の教育及び保育の量的確保に努め、保護者のニーズを的確に把握し、多様化する保育ニーズに対応します。

2 放課後児童健全育成事業の充実

「小林市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童が放課後や週末等に安全に過ごすことのできる居場所の確保と健全な遊び場を提供するため、放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

3 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭や経済的に厳しい家庭が増加していることから、各種手当や医療費助成事業等により経済的支援を行うとともに自立のための就労支援に努めます。

4 子どもの貧困問題への対応

子どもの貧困問題については、アンケート調査や実態調査を行い現状を把握し、取り組むべき課題や施策の方向性を定める計画を策定し、庁内関係課及び関係機関等と連携、協力して問題解決に向けて取り組みます。

目 標						
<p>1 安心して子育てができる状態</p> <p>地域における様々な子育て支援サービスの充実や幼児期の医療、教育及び保育の量的確保に努め、多様化する保育サービスに対応できる環境を整備し、安心して子育てができる状態を目指します。</p>						
<p>2 児童が安全に過ごすことができる状態</p> <p>放課後や週末等の居場所と健全な遊び場を提供し、児童が安全に過ごすことができる状態を目指します。</p>						
<p>3 自立に向けたひとり親家庭が増加する状態</p> <p>母子・父子自立支援員を配置して就労支援や経済的支援の充実に努め、自立を目指すひとり親家庭が増加する状態を目指します。</p>						
<p>4 子どもたちがその将来に夢や希望を持てる状態</p> <p>貧困が世代を超えて連鎖することがないように、保護者の生活及び就労支援や子どもの学習支援等を地域のつながりをいかし、関係機関が連携及び協力してその対策に取り組み、子どもたちがその将来に夢や希望を持てる状態を目指します。</p>						
目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 子育て環境の満足度	24.0%	30.0%	40.0%	70.0%	70.0%	70.0%
2 放課後児童クラブ 総定員数	330人	350人	360人	370人	380人	400人
3 児童扶養手当の全 部支給世帯割合※	48.0%	46.0%	44.0%	42.0%	40.0%	40.0%

※児童扶養手当については、所得等に応じて全部支給、一部支給及び支給停止に区分されます。

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1 児童福祉施設管理運営事業		<p>私立保育園・幼稚園、認定こども園の運営及び一時預かり保育、延長保育、病後児保育事業等を実施し、幼児期の教育及び保育の量的確保を図るものである。</p>	
1 子ども医療費助成事業		<p>乳幼児から小学生までの児童の医療について、自己負担の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、健やかな成長を支援するものである。</p>	
2 放課後児童健全育成事業		<p>昼間、就労等により家庭に保護者のいない児童を対象として、放課後における児童の安全な居場所と健全な遊び場を提供するものである。</p>	
3 ひとり親家庭自立支援事業		<p>母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の保護者が自立を目指すための資格取得や就労相談、その他の資金貸付等の相談及び受付を行い総合的に支援するものである。</p>	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
<p>小林市子ども・子育て支援事業計画</p>	<p>幼児期の教育、保育の量的及び質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るための計画</p>	<p>子ども・子育て支援法</p>	<p>平成 27 年度～ 平成 31 年度 5 か年</p>

基本施策	2－（５） 地域医療の体制の確保に取り組みます
主管課	健康推進課
関連課	市立病院 長寿介護課
ミッション	
<p>安心できる地域医療体制の確保を図るため、以下の内容を中心として、積極的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人一人が、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るには、必要に応じて適切な医療が提供されなければなりません。そこで、平成26年3月1日の都市宣言「地域医療・健康都市 小林市」の5項目を合い言葉に、市民総ぐるみによる健康づくりを進め、健康長寿を目指すとともに、西諸医師会との連携を図り医療提供体制の充実に努め、市民の健康づくりの支援を積極的に推進します。 ● 市立病院については、医師招致を図り地域医療支援病院としての機能充実と経営の安定化を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療体制は、西諸医師会の全面的な協力により、日曜祝日在宅当番医制と夜間急病診療体制が構築されていますが、医療従事者の不足等の理由により土曜、日曜、祝日の夜間の診療体制までは構築できていません。そのため、第二次救急医療施設（市内4施設）への患者の集中が見られ、小児科等専門的な医療については、他の医療圏の医療機関へ案内せざるを得ない状況が続いています。また、高齢化に伴い医療と介護の連携が重要な課題となっています。今後も西諸医師会や関係機関と連携を図る必要があります。 ● 本市における地域医療の市民活動については、地域医療の在り方を市民の立場で考え、行政、西諸医師会、医療機関等と協働した活発な活動であり、先進的な取組として全国的に注目されています。このような地域医療を守り・育てる市民活動は、医師を始めとする医療者が勤務地を選択する上での重要な条件となるため、地域医療を守るために欠かせない活動です。今後は、市民活動の輪を更に広げることが必要です。 ● 市立病院は、医療圏で唯一の地域医療支援病院です。地域完結型の医療提供を目指す上で中心となるべき病院ですが、常勤医師の不足が続いているため、かかりつけ医を支援する体制が不十分です。 	

- 市立病院では、医師の招致とともに常勤医師の高齢化も深刻な問題です。さらに、チーム医療を推進する上で欠かすことのできない薬剤師、看護師等の医療従事者の確保も課題となっています。
- 市立病院を始めとする二次救急医療機関の宿日直医師は、時間外診療時に専門外の診療も行うため、多大なストレスやリスクを抱えながらの診療を行っています。

方針

1 救急医療体制の継続・強化

西諸医師会、医療機関、西諸広域行政事務組合消防本部、小林保健所等関係機関との連携を図り、救急医療体制の継続及び強化に取り組みます。また、地域医療と介護の連携を図りながら、救急医療施設と介護施設等との連携も図り、適正な救急医療体制の維持及び強化に取り組みます。

2 二次医療圏の医療体制の堅持と小児科・産婦人科の医療体制の確保

二次医療圏の中核となる医療機関における医師不足は依然として大変厳しい状況にあり、特に小児科及び産婦人科については、予断を許さない状況にあります。医師確保及び二次医療圏の堅持に関して、継続して国や県に対し要望を続けていきます。

3 地域医療を守り・育てる市民活動の推進

二次医療圏としての地域医療を守っていくため、西諸で一体となって共通理解を高め、より一体的な広報及び啓発を展開し、地域医療市民活動団体、西諸医師会、医療機関等の関係機関との協働を継続し、地域医療を守り・育てる活動を推進します。

4 市立病院の地域医療支援病院としての機能充実

市立病院の内科、小児科、産婦人科、救急科等の医師招致を図り、救急医療体制やかかりつけ医の後方支援体制を整えることで、地域医療支援病院としての機能充実に取り組めます。

5 市立病院の多職種連携によるチーム医療の推進

現代の医療は、専門性の高い多職種連携によるチーム医療の推進が求められています。また、市立病院に不足している薬剤師や看護師等の確保に向け奨学金制度等による人材確保により、チーム医療を推進し安心、安全な医療の提供に取り組めます。

目 標

1－（１）西諸医師会急病診療体制（平日夜間・休日日中）が整備された状態

平日の夜間 19 時から 22 時までと休日の日中は、西諸医師会の全面的な協力により医療の提供が行われています。今後も急病診療体制が整備されている状態を目指します。

1－（２）日曜祝日在宅当番医制が整備された状態

日曜、祝日の医療提供体制は、西諸医師会の全面的な協力により、医療従事者が休日を返上して医療の提供を行っています。今後も当番医制が整備されている状態を目指します。

2 二次医療圏の堅持と医療体制が確保された状態

地域医療市民活動団体、西諸医師会、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域内で二次医療圏の堅持と小児科及び産婦人科を始めとする医療体制が確保されている状態を目指します。

3 地域医療の市民活動への関心が高まっている状態

地域医療市民活動団体と協働で啓発活動を継続し、地域医療を守り・育てる市民活動の輪が広がっている状態を目指します。

4 地域内で地域完結型の医療が提供されている状態

市立病院の内科、小児科、産婦人科、救急科等の医師招致を図るとともに、市立病院と他の医療機関等との連携や機能分担を進め、地域内で二次医療体制が完結できる状態を目指します。

5 市立病院で安心・安全な医療が提供されている状態

不足する薬剤師や看護師の確保を図り、質が高く安心、安全な医療が提供されている状態を目指します。

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1－(1) 西諸医師会急病診療体制(平日夜間・休日日中)の開設日数	301日	296日	296日	297日	297日	298日
1－(2) 日曜祝日在宅当番医制の開設日数	65日	69日	69日	69日	68日	67日
3 市立病院の常勤医師数	12人	11人	12人	13人	14人	15人
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1・2 救急医療対策事業		休日、夜間における医療体制の整備を図り、安定した医療提供に資するため、初期救急医療体制と二次救急医療体制の整備を図る。				
3・4 地域医療対策事業		時間外急病診療体制を実施し、急病者への対応と救急告示施設の負担軽減を図る。住民活動団体との協働により、地域医療を守り・育てる活動を地域一体となって展開する。				
5 看護医療専門学校支援事業		西諸地域奨学金等運営協議会の運営費を2市1町で負担し、小林看護医療専門学校の安定運営を図るとともに地域で活躍する看護師や医療従事者を育成し、看護師不足等の解消と若者の定住促進を図る。				
個別計画						
計画名	概 要		根拠法令		計画期間	
なし						

施策の大綱	3 まなび 《生涯を通して学び合い育ち合うまち》
主管部局	教育部
ミッション	
<p>本市の教育は、0歳から100歳までを対象とした教育環境を整備し、地域の教育資源を最大限にいかしながら、学校と家庭、地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮するとともに、市民一人一人が自己実現を目指し、健康で文化的な生きがいのある人生を送ることができる教育の推進が必要であると考えています。</p> <p>そのためには、少子高齢化、国際化、情報化等、未だかつてない急激な社会変化に柔軟に対応しながら、時代の変化と教育の現状を見据え、本市の実態に即した長期的な教育施策の策定が求められます。</p> <p>また、市民一人一人が生きがいを持ち、心豊かで充実した人生を送ることができるよう、人と人との連携や世代間の交流を深めるとともに、生涯にわたって学ぶことの喜びが味わえるような教育的環境を整備する必要があると考えています。</p> <p>そのために、「『学びたい』『学ばせたい』気持ちを高める小林教育」を教育目標に掲げて取り組むものとします。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育を充実します。 ● 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します。 ● スポーツ・体づくりを推進します。 	

基本施策	3－（１） 学校教育を充実します
主管課	学校教育課
関連課	社会教育課 スポーツ振興課 子育て支援課 健康推進課 福祉課 商工観光課 危機管理課 教育部須木分室 教育部野尻分室
ミッション	
<p>知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた様々な教育活動を通して、自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬく子どもの育成を目指していくものとし、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学前は、その後の人間としての生き方を大きく左右し、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を養う時期です。そこで、未就学児の保護者に対して、子育ての情報を提供するとともに、就学前教育と学校教育の連携の充実を図ります。 ● 子どもたちが、急激な社会変化に対応しながら自己実現を目指していくためには、「生きる力」をこれまで以上に育成することが求められています。そこで、「生きる力」の構成要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けさせる教育の充実を図ります。 ● グローバル化や高度情報化の進展に伴い、教員の指導力や児童生徒の情報活用能力を向上させる取組が求められています。そこで、授業でのタブレット活用や遠隔教育等の研究に取り組み、研究成果を全市に広げることで、ICT教育の充実を図ります。また、小学校の外国語（英語）の教科化を踏まえ、外国語教育の充実を図ります。 ● キャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育であり、これからの社会を担う子どもたちには必要不可欠な教育です。そこで、小・中学校が一貫した教育を行う体制（縦のつながり）と、学校と地域社会等の連携、協働（横のつながり）の体制を構築することで、キャリア教育を推進します。 ● 学校と地域社会との連携は、児童生徒への教育の充実はもとより、地域の活性化や将来を担う人材の育成等の視点からも、その重要性が高まっています。そこで、全ての学校で導入しているコミュニティ・スクールの機能を充実させ、地域社会との連携、協働体制を組織的、継続的に強化することで、協働の学校づくりを推進します。 	

現状と課題

- 本市では、近年の少子化や経済状況の変化等の影響から学校の小規模化が進み、市内小・中学校の児童生徒数は、平成22年度から平成28年度までの6年間で、約360名減少しており、この傾向は今後も続くことが予想されます。
- 本市の全小・中学校では連携型の小中一貫教育を導入し、学校と家庭、地域社会、行政とが知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた教育活動を一丸となって推進しながら、「自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬく子ども」の育成に取り組んでいます。
- これからの学校教育においては、児童生徒の確かな学力の保障はもとより、グローバル化や高度情報化等の新しい時代に対応した教育を提供することが重要な使命です。現在の児童生徒の学力の実態を見ると、全国平均とほぼ同程度にあるものの、学んだ知識を活用する力はまだ十分とは言えず、今後、教師の授業力の向上やICTを活用した教育、外国語教育等を充実させながら、児童生徒の学力向上を図っていく必要があります。
- 就学前から中学校までの一貫した豊かな心の育成や健康増進、体力の向上、特別支援教育、防災教育の充実等、学校教育だけでその対応を行うことは、極めて厳しい状況にあることから、教職員や保護者のみならず、市民総がかりによる児童生徒への教育を推進していくことが、これまで以上に求められています。
- 社会の激しい変化に流されることなく、将来、直面するであろう様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができる資質、能力を身に付けさせるための、キャリア教育や地域社会と連携した教育の推進が強く求められています。
- 学校施設については、耐震化のための改築事業が完了したものの、非構造部材といわれる内部の設備や、壁、窓等の耐震化は今後の課題です。また、施設の長寿命化について、点検整備や維持管理の見直し等も検討していかなければなりません。さらに、学校施設の改築の際には、他の公共施設等との複合化等も検討していくことが必要です。

方針

1 就学前教育と学校教育の連携の充実

未就学児やその保護者の学びを支援するとともに、認定こども園、保育所（園）、幼稚園並びに小学校の連携を深めることで、円滑な小学校への接続を図ります。

2 学力向上の推進

個に応じた指導の充実や授業改善、研究指定校による実践的研究に取り組み、一貫性と継続性を持った教育を推進することで、学力向上を図ります。

3 こころの教育の推進と充実

道徳科を要とした道徳教育の推進及び教育相談体制等の充実を図ることで、人間性豊かな児童生徒を育成します。

4 からだの教育の推進と充実

幼児期からの体力づくりや各種健康診断、危険から身を守る指導の充実を図ることで、健やかな体を育む教育を推進します。

5 特別支援教育の推進と充実

就学前からの一貫した支援体制の確立や合理的配慮の提供、特別支援教育支援員を適切に配置することで、特別な支援が必要な児童生徒に対応した教育を充実します。

6 新しい時代に対応した教育環境の整備と充実

教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、学校指導體制の充実を図ります。また、ICTの整備状況が全国上位（※）にある強みをいかし、学習及び校務でICTを積極的かつ効果的に活用するとともに、外国語指導助手の活用による外国語活動等を推進することで、教育の質の向上や一人一人の個性に応じた学習を実現します。

※文部科学省「平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」

7 キャリア教育の推進と充実

小中一貫及び学校と家庭、地域社会、産業界の連携及び協働によるキャリア教育を展開することで、児童生徒に社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育成します。

8 特色ある学校づくりの推進と充実

地域の人々と教育目標や教育ビジョンを共有することで、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを、より一層推進します。また、学校と家庭、地域社会が相互に協力し、地域全体で学びを展開していくことで、子どもも大人も、学び合い育ち合う教育体制を構築します。

9 学校教育施設の整備と充実

耐震化事業は完了しましたが、非構造部材の耐震対策や、老朽化に伴う改修整備等について、長寿命化の観点から個別施設計画等を策定し、効率的で計画的な施設整備を実現します。

目 標**1－（１）就学に向けて家庭の教育力が高まっている状態**

子育て支援テキストを母子手帳の配付時や認定こども園、保育所（園）、幼稚園等の入園時に提供するとともに、効果的に活用されている状態を目指します。

1－（２）幼児期から小学校低学年の保育・教育が連携を図りながら行われている状態

認定こども園、保育所（園）、幼稚園及び小学校が連携し、それぞれの発達の段階に応じた教育の在り方について、共通理解が図られている状態を目指します。

2 主体的に学習に取り組む態度が向上している状態

全国学力・学習状況調査において、主体的に学習に取り組む態度が向上している状態を目指します。

3－（１）児童生徒の道徳性や人権感覚が高まった状態

道徳科を要とした道徳教育の推進体制が整備されるとともに、小・中学校教職員の人権感覚の高揚や指導力の向上を図るための研修会が定期的実施されている、また、学校と家庭が連携した取組を行う等、学校における人権教育の充実が図られている状態を目指します。

3－（２）いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題が解消した状態

各小・中学校の生徒指導の充実を図るため、定期的に研修会が実施されている、また、適応指導教室やスクールソーシャルワーカー（SSW）が、効果的に活用されている状態を目指します。

4－（１）体力が向上した状態

新体力テストにおいて、全ての学年が県平均を上回っている状態を目指します。

4－（２）健康な児童生徒が育っている状態

病気等による欠席者数の割合が少ない状態を目指します。また、災害等に対して自ら身を守る行動ができる状態を目指します。

5 一人一人のニーズに応じた特別支援教育が行われている状態

適切な就学判断に基づく個に応じた支援や、合理的配慮が行われている状態を目指します。

6－（１）ICTや外国語指導助手を活用した効果的な学習指導が行われている状態

指導方法の改善や個に応じた指導のために、電子黒板やデジタル教科書等が授業で活用されている状態を目指します。また、外国語指導助手による外国語コミュニケーションや外国文化体験活動を通して、外国語及び外国文化に親しめる状態を目指します。

6－（２）教員が児童生徒とじっくりと向き合っている状態

教員が教育相談や個別の学習指導等に取り組むことができている状態を目指します。

7－（１）小・中学校が一貫したキャリア教育に取り組んでいる状態

小・中学校において、「こすもす科」を中心とした9年間を見通した系統性及び一貫性のあるキャリア教育が実施されている状態を目指します。

7－（２）学校と家庭・地域社会、産業界等の連携・協働による、キャリア教育に取り組んでいる状態

小・中学校の一貫したキャリア教育を支援するために、地域や産業界等の人材を小・中学校に提供するための環境が整備されている状態を目指します。

8 地域住民の学校への関心が高まった状態

学校の教育活動に地域住民が積極的に参画している状態を目指します。

9 学校施設の整備が行き届いた状態

児童生徒が安心、安全かつ快適な学習環境の中で、授業や学校生活に取り組むことができている状態を目指します。

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
2 学びたい度（全国学力・学習状況調査結果）	57.0%	64.0%	67.0%	70.0%	72.0%	74.0%
3－（2） いじめの認知解消率 ※1	83.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3－（2） 不登校率	0.50%	0.49%	0.47%	0.44%	0.42%	0.39%
4－（1）（2） 新体力テスト結果（県平均を上回った学年数）	5 学年	6 学年	6 学年	6 学年	7 学年	7 学年
6－（1） 授業中にICTを活用して指導する能力 ※2	81.0%	82.0%	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%
6－（1） 児童生徒のICT活用を指導する能力 ※2	62.2%	63.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%
7－（1）（2） 協力企業数（登録社数）	0 社	5 社	10 社	15 社	20 社	25 社
8 こばやしスクールサポートボランティアセンター登録者数	71 人	100 人	145 人	190 人	235 人	280 人

※1 いじめを認知した件数のうち、解消しているものの割合

※2 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 0歳児からの教育推進事業	親としての心構えや、子どもを養育する上での情報を提供するための、子育て支援テキスト及び、子どもたちの豊かな感性を育むための、小林ならではの素材を盛り込んだ幼児用紙芝居を作成し、その活用の促進を図る。
1 幼・保・小連携推進事業	幼児期及び、小学校低学年における保育、教育の在り方について連携を深め、共通理解及び共通実践を行うため、小林市幼・保・小連絡協議会を設置する。
2 小林市教育フォーラム事業	テーマに沿った講演会の開催や、魅力ある授業づくり研修会を実施する。
2 小中一貫教育推進事業	全ての中学校で連携型小中一貫教育を実施するとともに、小中一貫教育推進モデル校を設置し、一貫教育の推進の在り方について研究を進める。
2 授業力向上推進事業	授業力向上のための論文募集や授業力向上モデル委員による授業研究会を行う。
2 小林っ子スキルアップ事業	鉛筆持ち方グリップを新入学生全員に配布し、授業や自宅学習において、正しい鉛筆の握り方の指導を行う。
3 子どもの悩みレスキュー事業	スクールソーシャルワーカーや、スクールアシスタントを配置し、児童生徒及び、教職員に対して、いじめや不登校等の様々な問題の相談業務を行う。
3 適応指導教室運営事業	小・中学校の児童生徒のうち、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席しているものを学校へ復帰させることを目的として、不登校児童生徒への指導及び援助を行う。
3 生徒指導担当者研修事業	市内の生徒指導主事が一堂に会し、情報交換や協議及び研修を行うことにより、各学校の生徒指導の充実を図る。
3 小・中学校社会科担当者及び人権教育担当者研修事業	人権教育に関する具体的な指導の基本的な考え方を理解し、社会科における人権教育の充実を図るとともに、小・中学校教職員の授業力の向上を図る。

4 学校保健管理事業	児童生徒の各種健康診断、教職員の定期健康診断、就学時健康診断等の定期健康診断に加え、小児生活習慣病予防健診を実施する。
5 特別支援教育事業	特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、そうした児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置する等、生活支援や学習支援等の適切な教育的支援を行う。
6 ICT活用推進事業	情報通信技術を活用した学習環境の推進や、教員の指導能力の育成を行う。
6 外国語教育推進事業	外国語指導助手を活用した、外国語コミュニケーションや外国文化体験活動を行う。
6 次世代の子どもを育む学校指導体制推進事業	教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備する等、学校指導体制の充実を図る。
7 小林の未来を担うキャリア教育推進事業	学校と地域社会にある教育資源をつなぐ「小林市キャリア教育支援センター（仮称）」を設置し、小・中学校に教育資源やキャリアプランニングの提供を行う。
7 こすもす科推進事業	「こすもす科」の指導内容をキャリア教育の視点で見直し、推進モデル校において実践研究を行うとともに、その研究成果を市内全ての小・中学校において実践する。
8 協働の学校づくり支援事業	保護者や地域住民等が、学校と一体となって学校運営に参画することで、地域に開かれ、支えられる、より良い学校づくりを実現する。
8 地域との協働による新たな学校モデル構築事業	学校図書館を中心に、世代を超えた読書力の向上を図り、子どもも大人も、学び合い育ち合う教育体制を構築する。
9 施設整備事業	児童生徒が、一日の大半を過ごす学校の学習環境を充実、改善し、安心、安全で、快適な施設環境を実現することで、学力向上へとつなげる。
9 公立学校施設個別施設計画策定事業	厳しい財政状況の中で、老朽化する施設の現状を把握し、長寿命化のため、効率的かつ効果的な整備のための計画を策定する。

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市教育基本方針 並びに教育施策	本市の教育における基本方針及び施策に関する計画	なし	毎年見直し
0歳から100歳までの 小林教育プラン	学校教育、社会教育及びスポーツ推進の各分野における重点施策及び各種事業の実施計画	なし	毎年見直し

基本施策	3－（２） 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します
主管課	社会教育課
関連課	学校教育課 スポーツ振興課 地方創生課 市民課 商工観光課 子育て支援課 教育部須木分室 教育部野尻分室
ミッション	
<p>「自ら学び 仲間と学び合い 人を育む生涯学習」の推進をテーマに、市民一人一人が学習活動や地域活動等の喜びや幸せを感じ、生涯にわたり夢と希望を持つことができるように、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生涯を通して「学び」の喜びや幸せを感じられる幅広い生涯学習の推進を図るとともに、自治公民館や地域の人材等を活用し、学習環境の整備や各種の交流や体験活動等を実施します。また、学校や地域の教育力の向上を目指し、スクールサポートボランティアセンター等の充実を図ります。 ● 自治公民館活動を充実させることによって、地域の課題等を地域で解決したり、絆を深めたりするとともに、地域のリーダーの育成を目指します。 ● 心を豊かにする文化・芸術が身近に感じられる環境を整備するとともに、より多くの市民が、自ら関心を持って公演や芸術鑑賞等に参加しようとする文化意識の高揚を図ります。 ● 郷土の誇る文化遺産や郷土芸能を、地域の宝として将来にわたって保存、継承するため、重要性を周知します。また、市民が文化財等の価値を最大限に享受できる環境を整備します。 	

現状と課題

- 市民を取り巻く環境やライフスタイルは、高度情報化やグローバル化の進展により大きく変化し、生涯学習ニーズや価値観が多様化する中、社会教育は人づくりという重要な役割が求められています。
- 市民ニーズを踏まえた学習機会の提供と学習環境を整備することにより、市民の自己表現を支援する取組が必要であり、学習した成果が社会活動にいかされ、社会貢献や人権教育等の新たな行動や学びへとつなげることが課題となっています。
- 自治公民館や地域活動団体等との連携を強化し、「地域の教育力」の向上を図ることが求められています。
- 子どもたちには、グローバル化や科学技術の発展に伴う先進技術、コミュニケーション能力や国際化への対応等、自ら考え行動する力や、他人を思いやる心等豊かな人間性を身に付けるために、地域の協力を得ながら成長を支援することが課題となっています。
- 青少年の健全育成を推進するために子どもたちがのびやかに育つ環境づくりが必要であり、家庭教育力の向上や「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運の醸成を図らなければなりません。そのためには、様々な子育てに関する情報と体験活動の提供も必要となるため、市立図書館や学校図書館、さらには、各種団体との連携の強化が求められています。
- 本市の文化・芸術は、絵画等を展示する施設等が不足し、市民が美術作品等に接する機会が少ないのが現状です。そのため、心の豊かさを求め文化的意識の高揚を図ろうとする市民ニーズにも対応することが必要です。また、文化会館では、安価で魅力ある自主文化事業を提供するための情報収集等に努めていますが、事業内容を充実し、新たな集客を図るための工夫や多様な情報発信が必要です。
- 本市の文化財は、地域の自然、歴史及び文化に関心を持った市民や学校等による文化財案内の要請等が増えている状況であり、ガイドボランティア等の協力を得て、歴史的経緯等の周知拡大に取り組んでいます。しかし、限定的なものに留まっており、地域の文化財や伝統文化等への理解を広め、郷土愛の醸成を図りながら地域づくりの推進にも文化財を活用していくことが必要です。また、各地域で継承されている郷土芸能は、指導者の高齢化や後継者不足により活動の存続が危ぶまれており、地域の連携強化や学校等を巻き込んだ継承活動等が必要です。

- 本市の社会教育施設は、老朽化により年を追って維持管理のための経費がかさんでいくため、抜本的に施設の利用形態や維持管理の見直しが必要であり、市民の活動拠点となる施設整備が求められています。

方針

1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上

自発的な学習活動支援と学習機会を提供し、併せて地域の教育力向上のため、自治公民館活動の充実を図るとともに、各種指導者の発掘やリーダー育成に取り組みます。

2 豊かな感性を育む社会教育の推進

世代間交流や職場体験等を基本とした様々な体験活動を実施します。また、グローバル化する社会に対応できる人材育成のため、国際交流事業等を実施します。

3 放課後子ども教室と学校支援の充実

地域の人材を活用し、勉強、スポーツ及び文化活動等を通して、地域住民との交流を図り、地域の教育力を向上させます。また、スクールサポートボランティアの募集を積極的に行います。

4 読書活動の充実

市立図書館と学校図書館の連携と、読み聞かせグループ等の市民団体との協働により、全ての市民が生涯を通して読書活動にふれ合える体制を整備します。

5 市民の心を豊かにする文化・芸術の振興

良質な文化事業等の実施や、身近に芸術作品等にふれる環境を整備し、文化・芸術に関心を持って参加することで豊かな心と教養を育みます。

6 郷土の誇る文化遺産の保護と活用の推進

文化財や郷土芸能等の歴史的、文化的な価値を市民に啓発し、効果的な保存や環境整備、継承活動等の支援を行うとともに、市民が文化財等の価値を最大限に享受できる環境を整備します。

7 社会教育施設の整備と充実

公民館、図書館、文化会館等の社会教育施設を安心、安全に利用できるよう整備するとともに、中央公民館等の老朽化による改築等に併せて、歴史資料館や博物館等の文化的機能を持った複合施設の整備計画を策定し、また、各種資料の保管環境も検討します。

目 標
<p>1－（１）より多くの市民が、学習活動や地域活動等に参加し、喜びや幸せを感じる状態 市民のニーズを踏まえた幅広い分野と専門的な内容の学習機会を、公民館講座や民間団体講座等で実施するとともに、生涯学習の成果を発表する機会を提供します。併せて地域の人材を活用し、講師の育成を目指します。また、自治公民館活動を充実させることによって、地域のリーダー育成を目指します。</p>
<p>1－（２）家庭教育の重要性が認識され、家庭の教育力が向上している状態 親としての資質、能力及び人間性を高めるため、家庭教育学級や乳幼児すこやか学級の内容の充実と参加を促進し、保護者や家庭を支援します。</p>
<p>1－（３）健康の保持・増進を図り、生涯現役としていきいきとした人生を送れる状態 生きがい学級を開催し、高齢者の生きがいにつながるような活動や社会貢献につながる学びを提供します。</p>
<p>1－（４）豊かな人権感覚を身に付け、正しい人権教育を受ける状態 教育集会所を活用した人権教育の推進及び生涯学習における人権学習の充実を目指します。</p>
<p>2－（１）世代間交流や様々な職業体験により、子どもたちが健全に育成されるとともに、人との交わりの重要性に気付き、将来の夢の実現につないでいける状態 子どもたちが自ら考え行動する力や、他人を思いやる心を育むために世代間交流を基本とした様々な体験活動を実施します。また、グローバル化する社会と対応できる人材育成のための体験活動も実施します。</p>
<p>2－（２）市民が国際感覚を身に付けるための学習環境が整っている状態 外国人との直接的交流を通して、習慣の違いや言葉を身に付けることを目指します。</p>
<p>2－（３）いつでも地域のコミュニティ施設として自治公民館を活用できる状態 自治公民館が地域のふれ合い活動等に積極的に活用され、あらゆる地域活動の拠点となることを目指します。</p>

3－（１） 余裕教室や公民館等を活用し、放課後の子どもたちや地域住民が、地域教育に参加できる状態

地域の人材を活用した勉強やスポーツ、文化活動を通して、地域住民との交流により、地域の教育力の向上を目指します。

3－（２） こばやしスクールサポートボランティアセンターのサポートのもと、地域住民の参画により各学校での学習支援活動等の諸活動が支援されている状態

こばやしスクールサポートボランティアセンターのボランティア募集や各種研修により、各学校での学習支援、部活動指導、環境整備、登下校安全指導及び学校行事等を支援し、学校や地域の教育力の向上を目指します。

4 図書情報や図書にふれる機会を充実し、市民が気軽に図書館を利用できる状態

図書館事業による地域、学校及び市民活動団体と連携した読書活動を推進するとともに、施設の利便性を向上させ、来館者や利用者の増加を目指します。

5 市民が文化・芸術に関心を持ち、各種公演や展示会等へ積極的に参加する状態

文化会館による自主文化事業等により、市民ニーズを把握し、集客数増加の見込める公演等を選定して事業を実施します。また、市民が身近に芸術作品等にふれる環境を提供します。

6 文化財や伝統文化等が保護・保存・継承された状態

市民の郷土愛を醸成するため、文化財や郷土芸能等が身近にある貴重な宝として理解されるよう、将来にわたって保護、保存及び継承活動が実施される体制を目指します。

7 教育・文化の拠点が整備され、充実した生涯学習の推進と文化・芸術が振興されている状態

社会教育施設の充実した整備等を行うことにより、市民の交流と活動支援、学習機会と情報の提供等、様々な施設利用による市民活動の活性化を目指します。

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1－(1) 生涯学習講座 講師登録者数	96人	125人	130人	135人	140人	145人
2－(1) 職業体験活動 延べ参加率	8.8%	11.0%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%
3－(2) こばやしスク ールサポート ボランティア センター登録 者数	71人	100人	145人	190人	235人	280人
4 図書館本貸出 延べ利用者数	37,642人	40,000人	40,500人	41,000人	41,500人	42,000人
5 文化会館イベ ント集客数	9,800人	10,000人	10,200人	10,400人	10,600人	10,800人
6 文化財・観光 DMOでガイ ドを利用した 人の数 ※	1,596人	1,700人	2,000人	2,100人	2,200人	2,300人

※観光DMO：地域へ観光客を誘致するための戦略策定をはじめとして、マーケティングやプロモーション等を一体的に行う事業組織

主な実施計画事業	
事業名	概 要
1 生涯学習推進事業	あらゆる年代層にあった生涯学習の場や学習の成果を発表する機会を提供する。また、学習の成果を地域に還元し、いかすことができる指導者的な人材の発掘や育成を行う。

1 人権同和教育推進事業	人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるために、小林市人権教育基本方針に基づき、豊かな人権感覚を身に付けるための事業を開催し、学習機会の提供及び学習環境の整備を図る。
2 豊かな心を育む体験活動事業	地域の自然や人材をいかし、様々な体験を提供する社会教育団体や任意団体等に市が活動を委託する。また、キャリア教育の一環として、小学5、6年生と中学生を対象にグローバルキッズ事業として職業体験や国際化に対応できる人材育成を行う。
2 国際理解・国際交流事業	外国青年招致事業を活用し、国際理解の推進を図るため、小学校訪問や外国語教室、及び小林市国際フレンドシップ事業の活動等を行う。
2 自治公民館助成事業	自治公民館は大切な地域コミュニティ組織及び施設であり、社会教育団体として独自に取り組む地域行事や施設整備に対する支援を行う。
3 放課後子ども教室推進事業	小学校区を単位として、地域の方をコーディネーター及び教育活動サポーターとして委嘱し、地域の実情に応じた教室を開設している。また、放課後子ども総合プランに基づく、放課後児童クラブ事業との一体型事業を行う。
3 学校支援地域本部事業	各学校運営協議会の方針や企画立案に基づく学校からの支援要請に対し、学校支援地域本部において、地域コーディネーターがボランティアと学校との連絡や調整等を行い、学校支援活動を行う。
4 読書活動推進事業	図書館の指定管理委託を行い、地域に根ざした文化の資料や情報を提供し、市民生活の発展及び向上を図るため、図書館自主事業等を行う。
5 文化振興事業	文化会館で自主文化事業として、音楽、演劇、芸能等の幅広い分野の公演等を実施する。また、総合文化祭事業として芸術作品等の展示や市民音楽祭、市民芸能祭等の文化イベント等を行う。

5 総合文化祭開催事業	生涯学習活動を実践している市民や団体等へ芸術文化活動の推進並びに芸術文化団体等の連携強化を図るため、文化の日（11月3日）を中心に3日間開催する。		
6 文化財保存活用事業	文化財の保護保全のため、草刈りや清掃等の委託や周知のための周辺環境を整備する。また、各地区の郷土芸能団体等の組織の活性化や後継者育成のための活動支援を行う。		
6 文化財振興事業	ガイドボランティア等への業務委託により文化財の紹介の機会を増やししながら、業務内容の充実を図る。		
6 発掘調査事業	開発行為による埋蔵文化財保護のため、必要とされる試掘や発掘調査等を実施する。		
7 公民館管理事業	市民の生涯学習、活動の拠点として、市民が安心して利用の目的が達成できる維持管理を行う。		
7 文化会館管理事業	市民の芸術文化を創造する拠点としての文化会館を安心して十分に活用できるよう維持管理を行う。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市教育基本方針並びに教育施策	本市の教育における基本方針及び施策に関する計画	なし	毎年見直し
0歳から100歳までの小林教育プラン	学校教育、社会教育及びスポーツ推進の各分野における重点及び各種事業の実施計画	なし	毎年見直し

基本施策	3－（3） スポーツ・体づくりを推進します
主管課	スポーツ振興課
関連課	学校教育課 社会教育課 農業振興課 商工観光課 健康推進課
ミッション	
<p>市民一人一人がスポーツを通して、体力の向上や生涯にわたって健康で豊かな生活を営めるよう、真の「スポーツのまち小林」を目指していくものとし、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツは、健康や体力の保持や増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。ライフスタイルや年齢、目的にとらわれず、誰もが平等にスポーツができる環境を整えます。 ● 少子化の影響によって、スポーツ少年団や部活動の存続は喫緊の課題であり、その解決を図り、青少年の健全な育成を図るとともに、小中高連携による競技力の向上を目指します。 ● 社会体育施設においては、利用者のニーズに合わせ、市民が安心、安全に利用できる環境を整えます。 ● 「食えること」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間形成を育んでいく基礎となるものです。したがって、市民が生涯を通じて健全な食生活を送り、郷土愛を深め、食について考える習慣や、食べ物を選択する力を身に付けるため、地産地消の理解を図るとともに、学校や家庭、地域等で食が学べる環境づくりを目指します。 	

現状と課題

- 平成 27 年度実施した「小林市まちづくり市民アンケート」によると市民の週 1 回以上の運動実施状況は、39%となっています。また、年代別に見ると 60 歳以上の実施率は高いですが、40～50 歳代は極端に低くなっています。
- ライフスタイルや年代に応じた運動やスポーツの機会を設ける必要があります。また、2020 年には「東京オリンピック・パラリンピック」、2026 年には、宮崎県において「国民体育大会」が開催予定であり、それを契機に市民のスポーツに対する関心が高まることが期待されます。
- 市民スポーツ祭を市民総参加のスポーツイベントとして位置付け、スポーツへの関心を高めていく必要があります。
- 競技スポーツにおいては、高校の競技力が全国レベルにある強みをいかし、各競技団体における小中高連携による指導体制の確立をさらに進めていく必要があります。
- 少子化によるスポーツ少年団や部活動の存続問題は喫緊の課題です。したがって、青少年の健全な育成を図る上でも、総合型地域スポーツクラブの活用を始め、地域の枠にとらわれないスポーツ活動の機会を設ける必要があります。
- 社会体育施設については、地域ごとの施設数は充実しているものの老朽化が進んでいる状況です。改修や維持管理については多額の経費を必要とするので、「小林市公共施設等総合管理計画」に基づき、整備を行う必要があります。
- 食育においては、弁当の日や農家民泊事業、料理教室といった食育に係る事業を、市内の小・中学校全校で積極的に継続して取り組んでおり、小さい頃から食に対する意識が芽生えています。
また、学校給食を通して適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食に関する指導によって食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承等の課題解決に努め、豊かな食習慣や食物を大切に子どもたちを育てていく必要があります。

方 針
<p>1 生涯スポーツの推進</p> <p>「いつでも」「だれでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる環境を整備し、豊かなスポーツライフを実現することで、スポーツを通じた地域コミュニティづくりの推進を目指します。</p> <p>2 競技力の向上</p> <p>各競技団体においては、小中高連携による指導体制の充実を図るとともに、併せて全国・九州大会に出場する団体や個人に対し、支援を行い更なる競技力の向上を目指します。</p> <p>3 スポーツ環境の整備と充実</p> <p>「小林市公共施設等総合管理計画」に基づき「個別施設計画」を策定し、年次的に整備を行い、市民が安心、安全にスポーツができる環境の整備と充実を目指します。</p> <p>4 食育の推進と充実</p> <p>「小林市食育・地産地消推進計画」に基づき、農作業体験学習や弁当の日を通して、食に対する実践力を身に付けさせ、健全な食生活が実践できる子どもを育成することを目指します。また、学校給食を通して適切な栄養摂取による健康の保持増進を目指します。さらに、学校給食における地産地消率を高めることにより、児童生徒の健康や体力を高める中で、郷土愛も深めることを目指します。</p>
目 標
<p>1－（１）誰もがいつでもスポーツができる状態</p> <p>運動実施率（１週間に１回以上３０分以上の運動をする）の向上を目指します。</p> <p>1－（２）運動・スポーツへの関心が高まった状態</p> <p>こばやし大運動会を市民総参加のスポーツイベントとして位置付け、参加者の増加を目指します。</p> <p>1－（３）健康維持のための運動習慣が身に付いた状態</p> <p>運動教室をこれまで以上に充実させ、市民の体力向上を目指します。</p> <p>2 指導体制が充実した状態</p> <p>各競技団体が、小中高連携の指導体制を確立させ、競技力の向上を目指します。</p>

<p>3 安心・安全にスポーツができる状態</p> <p>「小林市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的、効果的な改修を行い、安心、安全にスポーツができる環境を目指します。</p>						
<p>4 食を通じて健康な生活が維持できる状態</p> <p>弁当の日や農家民泊、料理講習会等を通じて、食について考える習慣を身に付けさせるとともに、学校給食における地産地消率を上げ、児童生徒の健康や体力を高める中で、郷土愛を高めることを目指します。</p>						
目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1-(1)(2)(3) 運動実施率	39.0%	41.2%	43.4%	45.6%	47.8%	50.0%
1-(2) こばやし大運動会 参加者数	3,000人	3,100人	3,100人	3,200人	3,200人	3,300人
2 市体育協会スポー ツ賞受賞団体数 (個人は1団体と して数える)	93団体	97団体	100団体	105団体	107団体	110団体
4 保護者、子どもを 対象にした「健康 食」、「郷土食」料 理教室参加者数	50人	70人	90人	110人	130人	150人
4 学校給食における 地産地消率(野 菜・果実)※	31.0%	33.0%	33.0%	34.0%	34.0%	35.0%

※地産地消率算出方法：市内産使用量÷全体使用量

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 市民体力向上事業	関係課と連携しながら、健康運動教室の開催や市スポーツ推進委員を派遣し、運動習慣の重要性を認識させる。
1 市民スポーツ祭事業	生涯スポーツの普及、健康づくり、市民交流を目的として、「こばやし大運動会」、「こばやし駅伝競走大会」、「こばやし霧島連山絶景マラソン大会」等各種大会を開催する。特に、こばやし大運動会は市民総参加によるスポーツの祭典と位置付けて実施する。
2 スポーツ推進事業	スポーツの推進や競技力向上のため、各団体や個人に対して支援を行う。具体的には、市体育協会の加盟団体の活性化を促すための助成や、生涯スポーツの推進や普及のために県民スポーツ祭に参加する選手への助成を行う。さらに、青少年の健全育成のためにスポーツ少年団の育成のための助成も行う。
3 社会体育施設整備事業	スポーツを行う上で欠かせないのが施設の充実である。計画的に施設整備を行い利用者のニーズに合わせた施設環境を整える。
4 食育実践推進事業	弁当の日や農家民泊等食に関する事業を進めていく。また、伝統的な食文化や郷土料理の伝承等を推進していく。さらに、食品ロスや地産地消率の向上を図る。

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市スポーツ推進計画	運動及びスポーツにおける推進計画	スポーツ基本法	平成 29 年度～ 平成 38 年度 10 か年
小林市教育基本方針並びに教育施策	本市の教育における基本方針及び施策に関する計画	なし	毎年見直し
0 歳から 100 歳までの小林教育プラン	学校教育、社会教育及びスポーツ推進の各分野における重点施策及び各種事業の実施計画	なし	毎年見直し

施策の大綱	4 くらし 《豊かな自然と共に安心して暮らせるまち》
主管部局	市民生活部 水道局 経済土木部 総務部 総合政策部
ミッション	
<p>人と人との良好な関係や交流があり、みんなで助け合い、支え合い、認め合い、災害が起きてもみんなの絆で安心なまちづくり、本市のきれいで豊かな自然を維持し、自然と共に暮らせるまちづくりを推進します。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災力・災害対応力を高めます。 ● 安心・安全で安定した給水を確保します。 ● 良好な住環境の整備を推進します。 ● 生活基盤を整備します。 ● 環境を保全します。 ● 地域生活交通の充実を図ります。 ● 市民の人権意識を高めます。 	

基本施策	4－（１） 防災力・災害対応力を高めます
主管課	危機管理課 市民課
関連課	全課
ミッション	
<p>危機管理体制の強化を図るとともに、市民の危機管理意識の高揚に努め、地域の防災、減災及び防犯体制を確保する等安心、安全なまちづくりを推進し、協働により「九州一安心安全なまち小林市」を目標に掲げて取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が防災、減災に取り組める環境づくり等を推進し、「自助意識の高揚」を図るとともに「災害時にみんなが助け合える状態」及び「安心して住める状態」を目指します。 ● 多岐にわたる災害の発生に備え、迅速かつ的確に対応するため防災体制の充実強化を図ります。地域においては、自主防災組織の組織化及び育成に取り組むとともに、市民防災リーダーや災害ボランティアコーディネーター等地域防災の担い手を育成し、地域住民が助け合いながら災害に対応できる環境づくりを推進します。 ● 市民の安心、安全を守っている消防団員の確保に努め、消防力充実のため年次計画で消防車両の更新、消防団詰所の整備、消防資機材等の充実を図ります。 ● 「交通死亡事故のないまち」、「犯罪のない安全なまち」を目指して、関係機関と連携しながら市民の交通安全意識、防犯意識の高揚を図ります。 ● 住宅や各公共施設等の耐震化を推進し、地震による被害の軽減を図ります。 ● 消費者保護に関する啓発等を推進するとともに、消費生活相談を実施して、消費者トラブル対策を図ります。 	

現状と課題

- 近年において、東日本大震災や熊本地震、日本各地での豪雨災害等想定を超える大災害が発生しており、いっどこで同様の災害が発生するか予測できない状況にあります。このため地域における防災力・災害対応力の強化が求められています。
- 本市では、防災の中でも大雨、台風、地震、火山噴火への備えが重要です。大雨、台風については、近年のゲリラ豪雨や台風の大規模化により全国的に災害が相次いでおり、気象情報等を注視し事前から十分な対策を行う必要があります。
- 地震、火山噴火については、いつ起こるかわからない点から日頃からの備え（非常食の備蓄等）がさらに重要になります。地震については、東日本大震災、熊本地震等近年大規模な震災が発生しており、本市においても想定される「えびのー小林地震」や「南海トラフ地震」に備え、防災力を強化するとともに、個人住宅や公共施設等の耐震化を推進する必要があります。火山噴火については、平成 23 年に新燃岳で爆発的噴火が発生し、現在も新燃岳や硫黄山への警戒が続いており、引き続き火山噴火に対する備えが必要です。
- 「災害時にみんなが助け合える状態」を目指していく上では、地区防災力及び災害対応力の強化が課題であり、自主防災組織の活動促進や地域防災の担い手育成が急務です。また、消防団員数は近年定員に満たない状態が続いており、火災を含む災害対応力強化のためには消防団員の確保が重要です。
- 交通事故や犯罪の発生数は近年、やや減少傾向にありますが、引き続き今後も関係機関と連携して交通安全意識、防犯意識の高揚を図っていく必要があります。
- 近年、高齢者や若者を狙った不当、架空請求やインターネットによる詐欺、家屋の点検、リフォーム商法等、消費者トラブルは増加の一途であり、また、その内容も多様化、複雑化する等の社会環境の大きな変化が見られます。
消費者が安心して安全な消費生活を送れるようにするためには、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられること等が重要であり、「消費者の保護」とともに「自立する消費者育成」を目指して消費者保護対策を推進することが求められています。

方 針	
<p>1 地域における災害対応力の強化</p> <p>自主防災組織の組織化及び育成に加え、きずな協働体単位で地域防災の担い手を育成し、地区防災力及び災害対応力を強化します。また、「小林市地域防災計画」及び「小林市業務継続計画(BCP)」に沿って訓練を重ね、毎年度計画の必要な見直しを行うとともに、各家庭においても最低3日間の食糧備蓄に取り組む等自助意識の高揚を図っていきます。</p> <p>2 消防団員の確保及び消防資機材等の整備</p> <p>消防団員の確保に取り組むとともに、消防施設や車両、資機材等の充実を図り、災害対応力を強化します。</p> <p>3 交通安全意識・防犯意識の高揚</p> <p>関係機関と連携しながら、交通安全意識、防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>4 消費者保護対策の強化</p> <p>関係機関との連携のもと、消費者向けパンフレットの配布等を通じて広報、啓発活動を推進します。また、消費生活センターを設置し、専門の相談員を配置することにより、消費者トラブルの解決を図ります。</p>	
目 標	
<p>1 地区防災力・災害対応力が強化された状態</p> <p>自主防災組織の組織率向上を目指します。また、市民防災リーダー及び災害ボランティアコーディネーターを養成し、自主防災組織の担い手育成や地区防災力が強化された状態を目指します。</p> <p>2 消防団員が確保された状態</p> <p>消防団員の確保が困難な現状においても、現状の定員充足率(※)以上を維持し、団構成やそれに伴う定員の見直し等も検討した上で、定員充足率が向上した状態を目指します。</p> <p>※定員充足率：消防団員の条例定数に対する実際の団員数の割合</p> <p>3 交通安全・防犯意識が高まった状態</p> <p>警察署等関係機関と連携しながら、交通安全意識、防犯意識が高揚した状態を目指します。</p> <p>4 消費者相談の件数が増加した状態</p> <p>消費者相談窓口の周知を図り、窓口の周知が図られ相談件数が増加した状態を目指します。</p>	

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 自主防災組織 の組織率	33.3%	64.9%	80.7%	100.0%	100.0%	100.0%
1 市民防災リー ダー数	544人	700人	800人	900人	950人	1,000人
1 災害ボランテ ィアコーデ ィネーター数	95人	200人	250人	300人	350人	400人
2 消防団員の定 員充足率	96.6% (28年度)	96.6%	98.0%	99.0%	100.0%	100.0%
3 交通事故発生 件数	330件	320件	320件	310件	310件	300件
4 消費生活相談 件数	32件	48件	64件	96件	96件	96件
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1 地域防災対策事業		大雨、台風や地震等の防災対策及び災害対応を行う。				
1 自主防災組織活動促進事業		自主防災組織の結成及び運営支援、また市民防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター等の担い手を育成する。				
2 消防団運営事業		消防団の活動や車輛及び機械器具等の更新、維持管理を行う。				
2 消防施設整備事業		消防団詰所の改築や防火水槽の設置等、消防施設の整備を行う。				
3 交通安全対策事業		交通安全に対する啓発を行う。				

3 防犯対策事業	防犯に対する啓発、安全灯や防犯灯の設置を行う。		
4 消費者保護対策事業	悪質商法被害や多重債務等、消費者の抱える問題は年々増加している。このような中、消費生活センターを設置し、専門の相談員を配置することにより、消費生活トラブルを防止する。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市地域防災計画	本市にかかる災害対策に関する事項を定める計画	災害対策基本法	なし
小林市業務継続計画（BCP）	大規模な災害発生後の災害応急対応活動等の手順をあらかじめ決めておく計画	なし	平成 28 年度～
小林市交通安全計画	交通事故のない明るい社会の実現を目指すための取組事項を定める計画	交通安全対策基本法	平成 28 年度～ 平成 32 年度 5 か年
小林市国民保護計画	国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定める計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	なし

基本施策	4－（2） 安心・安全で安定した給水を確保します
主管課	水道課
関連課	生活環境課 農業振興課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な水質を確保します。 ● 漏水に対し迅速に対応します。 ● 施設の更新、耐震化を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的に水を供給するため、施設の維持管理に取り組んでいます。 ● 簡易水道事業は、上水道事業に比べて経営状態が厳しい状況にあります。 ● 非常事態に対応できる安定した水源の整備を図る必要があります。 ● 今後、人口減少や節水機器の普及により、給水量の減少に伴い、水道料金収入の減少も見込まれます。 ● 老朽化に伴う施設の更新を図り、自然災害対策として耐震化及び落雷対策を計画的に進める必要があります。 ● 合併による市域の拡大により、施設規模の適正化を図る必要があります。 	
方針	
<ol style="list-style-type: none"> 1 安定した水源の確保 安定的に水を供給するため水源の整備を図ります。 2 水道事業全体の経営改善対策 平成 30 年 4 月に上水道事業に簡易水道事業を経営統合し、経営基盤の強化を図ります。 	

<p>3 水道料金の滞納対策</p> <p>水道料金の滞納対策を強化する中で、停水時の臨戸訪問を徹底し、新たな滞納者を発生させないために期限内納付の徹底を図ります。</p>						
<p>4 施設の効率的な維持管理</p> <p>施設整備に莫大な経費を投資することは不可能なため、施設規模の適正化を計画的に進め、施設整備の優先度を勘案し効率的な維持管理を図ります。</p>						
目 標						
<p>1・2・3・4 水道事業の有収率が向上した状態</p> <p>施設が効率的に維持管理されている状態を目指します。水道事業の有収率については、水源の整備による水量の確保と漏水調査による管の更新を進め、現状の有収率の改善を図り、経営の安定を目指します。</p>						
目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1・2・3 水道事業有 収率	76.4%	81.0%	78.0%	80.0%	82.0%	85.0%
主な実施計画事業						
事業名		事業概要				
1・2・3 上水道事業		漏水調査を継続し、有収率向上に取り組む。安定した水源の確保、整備に努める。計画的に施設の更新を進め、耐震化を図る。				
1・2・3 簡易水道事業		紙屋地区簡易水道統合事業の完了に取り組む。上水道事業への経営統合を進める。計画的に施設の更新を進め、耐震化を図る。				
個別計画						
計画名	概 要	根拠法令		計画期間		
経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	平成28年1月26日 総務省自治財政局 公営企業課長通知		平成31年度～ 平成40年度 10か年		

基本施策	4－（3） 良好な住環境の整備を推進します
主管課	管財課
関連課	企画政策課 地方創生課 須木庁舎地域振興課 野尻庁舎地域振興課 生活環境課 危機管理課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから高齢者まで全ての人々にやさしく、快適に生活できる住まい、住環境づくりを推進します。 ● 木造住宅の耐震性の向上を図り、安全で安心して暮らせる住まいづくりを推進します。 ● 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性のある空き家等については、必要な措置を講ずることが重要となるため、空き家等対策の事業を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、人口減少、少子高齢化及び人々の価値観の多様化が進み、さらに市民生活を取り巻く環境が変化しています。また、大規模な災害発生により地震対策をはじめ防災意識や環境問題への関心は高まりをみせています。居住ニーズについても多様化、高度化がより進み、住宅の量の確保を主眼とする住宅政策から、良質な住宅の提供が求められるようになってきました。 ● 現状の市営住宅は、老朽化が進み居住者が生活に不便を感じている住宅が多い状況です。建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下等を未然に防ぐ、予防保全的な維持管理や良質な建物への建替えの必要があります。更に、人口減少や民間賃貸住宅が増えてきたことにより、市営住宅の管理戸数の検討も必要となっています。 ● 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅については、耐震性の乏しい住宅が大半を占めている現状です。このため、人命、財産を守り被害の拡大を防ぐため、木造住宅の耐震力等を向上させる必要があります。 ● 近年の少子高齢化、人口減少等により、空き家は増加傾向にあります。これらの空き家の中には、適切に管理されず防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。このため、空き家等の現状を把握し空き家等対策の計画を策定する必要があります。 	

方 針	
<p>1 快適に生活できる住まい・住環境づくりの推進</p> <p>全ての人が、安心して暮らしていくためには、居住の安定は非常に重要です。低所得者等の住宅困窮者に対する受け皿の一つとなる公営住宅については、「小林市営住宅長寿命化計画」に基づき既存住宅の建替え、改善を計画的に進めます。さらに、高齢者や障がい者を始めとして、全ての人が安心して快適に生活できるよう、住環境の整備を推進します。また、民間賃貸住宅の借上げや建替えにおけるPFI手法（※）の導入等、多様で柔軟な市営住宅の運用や管理戸数等についても検討します。</p> <p>※ PFI手法：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい手法。</p>	
<p>2 木造住宅耐震化の推進</p> <p>昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅については、耐震化促進事業を有効的に活用します。これにより木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震等に強い安心、安全なまちづくりを推進します。</p>	
<p>3 空き家等対策の推進</p> <p>居住その他の使用や適切な管理が行われていない空き家等が年々増加し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月に全面施行されました。市の責務として、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、このような方に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行う等、適切な管理指導を目指します。</p>	
目 標	
<p>1 市営住宅で快適な生活ができる状態</p> <p>計画的に修繕、改修、建替え等を行い、快適な生活ができる居住水準及び住環境の向上を目指します。</p>	
<p>2 木造住宅耐震化促進事業を活用し地震等へ備えた状態</p> <p>熊本震災等の状況を広報等で周知し、耐震改修の必要性の認識を高め、事業実施件数を増加させ地震等に強い住宅、まちづくりを目指します。</p>	
<p>3 空き家等が把握され適切な管理指導ができる状態</p> <p>市内全域の空き家等の調査を実施し、市内全域の空き家等の実態を正確に把握します。この結果を基に、「空家等対策計画」を策定します。策定後は当該計画に基づき、空き家等の利活用対策や防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等に対する改善措置の指導等が可能となることを目指します。</p>	

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 住宅建替率	19.0% (28年度)	38.1%	38.1%	38.1%	57.1%	76.2%
3 空き家実態 調査率	60.0% (28年度)	100.0%	—	—	—	—
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1	市営住宅管理事業	小林市住宅マスタープラン及び小林市営住宅長寿命化計画を基本に、見直しを行い方針を決定する。				
2	木造住宅耐震化促進事業	耐震アドバイザー派遣、木造住宅耐震診断補助、木造住宅耐震補強設計補助、木造住宅耐震改修工事及び段階的耐震改修工事補助を有効に活用する。				
3	空家等対策計画策定事業	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に対応した適切な管理指導の計画、方針を決定する。				
3	空き家再生等推進事業	老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るために、空き家等住宅については利活用を、また特定空家等については除去を推進する。				
個別計画						
計画名	概 要	根拠法令	計画期間			
小林市住宅マスタープラン	本市が抱える住生活の課題を明確にした上で、その解決に向けた今後の住宅施策の基本的な方針を示し、限られた財源の中で効果的な住宅施策の推進を図っていくことを目的とした計画	公営住宅法	平成24年度～ 平成33年度 10か年			

<p>小林市営住宅長寿命化計画</p>	<p>住棟毎に建替え、改善及び修繕等の活用手法を定め、既存建物を効果的に長期活用すること。また、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図ることを目的とした計画</p>	<p>公営住宅法</p>	<p>平成 24 年度～ 平成 33 年度 10 か年</p>
---------------------	---	--------------	---

基本施策	4－(4) 生活基盤を整備します
主管課	建設課
関連課	須木庁舎地域整備課 野尻庁舎地域整備課 商工観光課 社会教育課
ミッション	
<p>「優街」、「友街」、「遊街」、「美街」を目標に、市民が自然豊かな景観の中で、経済産業活動を支える環境基盤を整備するとともに、日頃から安心、安全で快適な生活が送れるよう生活基盤の整備を図り、市民ニーズに寄り添った誰もが満足できるまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業活動を支援するための道路ネットワークの整備や生活の基盤となる地域に密着した道路の整備を推進するとともに、誰もが安心、安全に暮らすことができる「優しい」まちづくりを推進します。 ● 市民と情報等を共有しながら、災害が発生しても被害を最小とする都市づくりを推進するとともに、公園施設や道路の維持管理について市民と「友（協働）」に取り組むまちづくりを推進します。 ● 小林区域、須木区域及び野尻町区域の道路ネットワークの充実を図り、中心市街地に多様な機能（買い物の場、働く場、コミュニティの場、憩いの場、自己の夢を実現できる場）を誘導して、「遊べる（自由に行動できる）」まちづくりを推進します。 ● 本市特有の自然環境をいかした良好な景観を保全、形成、創出し、誰もが満足できる「美しい」まちづくりを推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の幹線道路については、一定程度新設、改良等の整備は進んできていますが、災害時や周遊観光等のバイパス機能を果たす道路の整備が課題となっています。また、その他の生活に密着した道路は、車両の離合や緊急車両の進入等に対応した機能を果たせない箇所もある等、依然として整備が進んでいない状況にあります。 ● 通学や日常生活において、交通弱者である高齢者、障がい者、児童生徒が安心、安全に道路を通行できるよう段差解消等のバリアフリー対策や防護柵、通行帯等の整備等交通安全施設の更なる充実が必要です。また、既に整備済みの道路においては、経年劣化等により路面等の補修を要する箇所が発生してきています。 	

- 本市の急傾斜地崩壊危険箇所指定（自然がけ地）のうち高さ5 m以上かつ住家5戸以上の箇所は、95箇所あり、平成28年度までに48箇所が整備されています。近年は局地的な集中豪雨が多発しているため、住宅地に近接する自然がけ地の整備が課題となっています。
- 中心市街地においては、都市機能の集積を図るとともに都市の拡散を抑制し、豊かな自然、地域産業と共生したコンパクトなまちづくり（※）が求められています。また、景観の保全においては、「小林市景観計画」に即した自然豊かな景観の保全と地域周辺との調和を図ることが求められており、「小林市景観計画」の適切な運用による乱開発の防止が必要です。
※コンパクトなまちづくり：今後、本市の都市施設の老朽化が進み、建設費の中でも維持管理費の割合が増大することを踏まえ、過度な都市施設の面的拡大を抑制するまちづくりのこと。
- 公園、緑地について、利用目的に応じた全ての公園において、公園内の施設や遊具の保守点検や維持補修費用の経費が増大する懸念があります。今後は、公園管理において地域住民等との連携が必要となります。

方針

1 生活道路網の整備

安心、安全で利便性の高い道路交通網を整備し、地域経済の活性化、生活基盤の安定化、地域間ネットワークの構築化及び災害に対応できる道路網化を図り、豊かな暮らしの実現を推進します。

2 安心・安全な道路づくり推進

高齢者、障がい者及び児童生徒が安心、安全に道路を通行できるよう歩道改良、段差解消等の整備及び道路の老朽度に即した維持、補修を行います。

3 急傾斜地崩壊危険箇所の整備

住宅地に近接する緊急性の高い急傾斜地崩壊危険箇所における安心、安全な暮らしの実現のための整備を推進します。

4 良好な景観形成の推進

本市における良好な景観形成のために、「小林市景観計画」の方針に沿って、豊かな自然と産業の活性化が共生したまちづくりを推進します。

5 公園・緑地の整備

子どもから高齢者まで、みんなが憩いの場として交流できるよう、公園、緑地の整備を図ります。また、公園管理について、地域住民と連携した取組を推進します。

目 標						
<p>1－（１）道路ネットワークが充実した状態</p> <p>市民の生活基盤である幹線道路網、都市計画道路の整備、災害時のバイパス機能を持った道路の整備により、道路ネットワークが充実した状態を目指します。</p>						
<p>1－（２）市民が安心・安全・快適に通行できる状態</p> <p>幹線道路以外の生活道路を、全ての市民が安心、安全及び快適に通行できる状態を目指します。</p>						
<p>2 高齢者・障がい者・児童生徒が安心・安全に道路を通行できる状態</p> <p>道路の段差解消や歩道の改良等により高齢者等が安心、安全に道路を通行できる状態を目指します。</p> <p>市道の点検作業の実施と市民ニーズを踏まえた計画的な維持、補修により、防災性が向上した状態を目指します。</p>						
<p>3 急傾斜地崩壊危険箇所の近接に居住する市民が安心・安全に暮らせる状態</p> <p>住宅地に近接する急傾斜地崩壊危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から、地域住民の理解を得て、安心、安全に暮らせる状態を目指します。</p>						
<p>4 景観と産業の活性化が共生できる状態</p> <p>良好な景観を保全、育成及び創出するために、「小林市景観条例」に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」を指定し、地域景観と産業の活性化が共生できる状態を目指します。</p>						
<p>5 市民が気軽に利用できる状態</p> <p>都市公園において、適切な維持管理に努め、市民の利用や地域イベント、行事における利用者数の向上を図り、市民が気軽に利用できる状態を目指します。</p>						
目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1－（１） 幹線道路改良率 【1・2級市道】	83.8%	84.0%	84.2%	84.4%	84.6%	84.8%

1－(2) 幹線道路以外の道路改良率 【その他市道】	46.4%	47.0%	47.7%	48.4%	49.2%	50.0%
2 幹線道路舗装率 【1・2級市道】	98.8%	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%
2 幹線道路以外の舗装率 【その他市道】	91.1%	91.3%	91.5%	91.7%	91.9%	92.1%
3 自然がけ地の整備箇所数	48箇所	48箇所	49箇所	50箇所	50箇所	51箇所
4 景観重要建造物・重要樹木の指定数	－	3件	3件	5件	5件	7件
5 都市公園における地域イベントの利用率（緑ヶ丘公園広場）	46.0%	50.0%	53.0%	56.0%	59.0%	62.0%

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	市単独整備事業	市道路線は、全体で1,360路線（小林区域1,024路線、須木区域120路線、野尻町区域216路線）があり、管理区間総延長は、約930km（小林区域627km、須木区域97km、野尻町区域206km）である。 この中で、幅員が狭く急カーブ、急勾配で見通しの悪い箇所や児童の通学路及び歩行者にとって危険な箇所等緊急性の高い路線から年次的に整備する。	
1	社会資本整備総合交付金事業	市内の主要なアクセス道路から幹線道路網への道路や災害時における迂回路の整備を図ることにより、道路交通の円滑化や交通事故防止を図り、本市全体の道路交通の安全性を高めて、市域の一体性の向上を目指すものである。	
2	バリアフリー整備事業	高齢者、障がい者及び児童生徒等の交通弱者が安心、安全に生活できるよう陳情等に基づく調査と点検により、危険度が高く、緊急性のある車道、歩道等の路面舗装、側溝有蓋化等を施工する。	
2	交通安全施設整備事業	カーブミラー、ガードレール、区画線の設置、横断歩道の縁石切下げ等を行い、交通の円滑化、事故防止等市民生活の安全に寄与する。	
2	市道補修事業	道路交通の円滑化、事故防止、生活環境の整備を図り、地域経済の振興を目的としており、緊急的な道路舗装の補修や排水路の改修工事を地域の経済効果への波及につながるよう実施する。	
4	都市計画管理事業	都市計画審議会、景観審議会等の運営により、都市計画、小林市景観計画の適正な運営に取り組む。	
5	公園整備事業	公衆の憩いの場である公園の維持管理のために、小林市公園施設長寿命化計画に沿って、計画的な整備と修繕を実施する。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づき、本市の今後のまちづくりを長期的な視点で捉える計画	都市計画法	平成28年度～ 平成46年度 19か年
小林市景観計画	本市の良好な景観を保全、育成及び創出するための計画	景観法及び小林市景観条例	平成28年4月～

小林市公園施設長寿命化計画	本市の都市公園施設について、予防保全管理を前提とした既存ストックの長寿命化及び計画的な改築、更新に関する計画	「公園施設長寿命化計画」策定に当たっての留意点等について他	平成 26 年度～ 平成 35 年度 10 か年
小林市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化する道路橋の増大に対応するための計画	長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱他	平成 26 年 4 月～
小林市舗装維持管理計画	効果的かつ効率的な舗装補修を行うことを目的とした計画	長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱他	平成 27 年 4 月～
小林市トンネル長寿命化修繕計画	財源確保の困難による工事時期の分散やコスト縮減、コスト発生の平準化を目的とした計画	長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱他	平成 28 年 4 月～
小林市法面・盛土・擁壁修繕計画	国から示された総点検実施要領：道路法面工、土工構造物編に基づき点検を実施し、この結果を基にした修繕計画	長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱他	平成 30 年 4 月～

基本施策	4－（５） 環境を保全します
主管課	生活環境課 水道課
関連課	学校教育課 企画政策課 地方創生課 管財課 畜産課 農業振興課
ミッション	
<p>市、市民及び事業者の協働により、将来にわたって、豊かな自然と共生しながら、地域資源を大切に利用し、安心、安全で持続可能な循環型社会づくりを目指して各種施策に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が長い間自然の大切さを理解し、相互に協力し合いながら守ってきた水資源について、安易な開発による水量の低下や枯渇を防ぐため、条例の遵守を市民等に呼びかけます。 ● 自分達で出来る環境の保全という考えのもとに、現在まで市全体で取り組んできた、分別によるごみの減量化を高齢化社会の到来を考慮した上で推進します。 ● 環境全般に関する理解と具体的な行動を広く市民に啓発するため、環境教育の充実に取り組めます。 ● 地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制等のための低炭素社会の実現に向け、積極的な地球温暖化防止対策を推進します。 ● 公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽により、生活排水を適切に処理し、快適な生活環境の整備及び河川等の水質の保全に取り組めます。 ● 浄化した水の水質管理に取り組めます。 	

現状と課題

- 水資源保全対策の現状は、主なものとして、平成 23 年 7 月に制定した「小林市水資源保全条例」に基づき、新規の井戸掘削の申請を受け付け、水資源保全審議会において内容を審査しています。現在まで、大手資本進出によるミネラルウォーター販売等の展開は見られません。この条例が水乱開発に一定の抑止力を発揮していると判断しています。また、市内 13 箇所の湧水地の湧水量調査を平成 23 年度から 10 年間の継続事業として取り組み、データの蓄積を行っているところです。
- ごみ減量対策の現状は、ごみ分別に対する市民の理解と協力によるところが大きく、生ごみ分別や各種リサイクルの取組で、家庭系のリサイクル率は全国のトップレベルとなっています。しかし、高齢等による身体的理由で分別の出来ない家庭の増加が見られ、また、不法投棄が頻発する事態となっています。
- 児童生徒を対象とした施設見学や河川水生生物調査を実施するとともに、高齢者等に対してはごみ分別出前講習等の環境教育を実施しています。実施後において、報告書の提出がある等高い関心が伺えることから、環境教育を幅広く行って市民の意識を高めていく必要があります。
- 地球温暖化の急速な進行は、地球規模の異常気象や自然災害等の発生をもたらす全世界共通の課題とされています。地球温暖化の主な原因とされている二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減が必要となっています。
- 合併浄化槽については、国、県の補助を受け、温暖化防止に対応した低炭素型機種を 5 か年計画に基づき年間平均 150 基を設置しています。工法が複雑化し、参入業者が増えているため、正確で確実な書類審査と工程、完成審査が必要となっています。
- 公共下水道事業については、平成 28 年 4 月 1 日現在の加入率は、全体で 78.1%と徐々に伸びていますが、今後は、施設の老朽化等維持管理に多額の費用を要するため、全体計画の見直しの必要があります。また、経営の安定化を図るため、安定した収入の確保を維持する必要があります。
- 農業集落排水事業については、平成 28 年 4 月 1 日現在の加入率は、全体で 78.2%と徐々に伸びています。しかし、施設の老朽化等維持管理費が経営を圧迫しており、健全な経営状況とはいえません。将来的には、公共下水道との統合も視野に入れて対応する必要があります。

方針

1 水資源保全対策の推進

水資源保全対策は、引き続き水資源保全審議会の意見を聴きながら、慎重に申請の内容確認を行うとともに、審査の必要のない農業関係井戸の掘削等についても、詳細な現場調査を行うことで安易な許可を防止します。湧水量調査については、中間評価を行いその結果を精査するとともに、「同じ時期に、同じ者が、同じ所で、同じ道具により、同じ方法で調査する。」という基本を厳守します。

2 ごみ減量対策の推進

ごみ減量対策は、分別が出来ない、また、集積場まで行けない家庭等については、「ふれあい収集」制度の充実を図るとともに、高齢化社会の到来を考慮した分別方法の見直しを検討します。

3 環境教育の推進

環境教育の実施にあたっては、各方面の要望を聞くとともに、分野別教室を計画する等積極的に取り組みます。また、環境団体と連携することで、各教室の講師を育成します。3年ごとに実施している「貴重動植物モニタリング調査」等、教育の基本となる資料を確保します。

4 低炭素社会づくりの推進

国際的な取組や国、県の動向を踏まえ、行政、市民、事業者が適切に役割を分担し、各主体が連携して、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー技術の普及促進を図ります。また、地球温暖化防止に係る環境教育学習や広報紙等による啓発活動において家庭や事業所における温室効果ガスの排出削減を図ります。

5 生活排水処理対策の推進

大淀川上流域に暮らす本市の責任を果たすため、公共下水道、農業集落排水処理施設の運営及び合併浄化槽の設置を推進することで生活排水の処理を適切に実施し、河川等の水質保全に努めます。また、公共下水道事業の計画見直しを受けて、合併浄化槽の設置を推進します。

6 公共下水道区域の全体計画の見直し

全体計画の見直しを行い、供用区域の面積を当初の630haから縮小し、早期の事業完成を目指します。既に、供用開始している区域については、更なる加入促進に努め、加入者負担金や使用料収入の確保に努めます。既設の施設の老朽化等維持管理については、社会資本整備総合交付金事業等を活用し、施設の更新や長寿命化を図ります。

<p>7 農業集落排水処理施設の効率的な維持管理</p> <p>建設から相当の期間が経過し、老朽化等の維持管理費が増大する中、必要最小限の経費に留め、現状維持を目指します。農業集落排水事業の経営について、経営が逼迫している現状に鑑み、公共下水道との統合を見据えて、環境整備に取り組みます。</p>
<p>目 標</p>
<p>1 年間平均湧水量が安定した状態</p> <p>湧水量調査を10年間継続し、その結果を分析すること、また、それを広く市民に公表することで、水道節水や湧水地等の乱開発を防止し、年間平均湧水量が安定した状態を目指します。</p> <p>2 家庭系リサイクル率が安定した状態</p> <p>更に進む高齢化社会を考慮した分別方法の見直しや「ふれあい収集」制度等を充実させることで、家庭系のリサイクル率が安定した状態を目指します。</p> <p>3 環境教室が充実した状態</p> <p>施設見学、河川水生生物調査、分野別環境教室等の環境教育が充実した状態を目指します。</p> <p>4 温室効果ガスが削減された状態</p> <p>温暖化防止策として本市が行う全ての事務及び事業活動を対象とする「市庁舎等における地球温暖化防止実行計画」による温暖化防止策や、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」による地域資源（水、間伐材等）等を活用した先導的な低炭素社会づくりを行う事業者を支援し、温室効果ガスの削減を目指します。</p> <p>5 合併浄化槽の設置が増加充実した状態</p> <p>国、県の動向を確実に把握し中期計画を作成することで、合併浄化槽の補助金を確保し、合併浄化槽の設置が増加充実した状態を目指します。</p> <p>6 公共下水道事業で安定した収入が確保された状態</p> <p>加入戸数が増加していく状態を目指します。また、公共下水道事業加入戸数の増加を図り、使用料収入を確保します。</p> <p>7 農業集落排水事業で安定した収入が確保された状態</p> <p>加入戸数が増加していく状態を目指します。また、農業集落排水事業加入戸数の増加を図り、使用料収入を確保します。</p>

目標値						
指 標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 1 日平均 湧水量	338,000 m ³	10 年間平均 320,000 m ³	10 年間平均 320,000 m ³	10 年間平均 320,000 m ³	10 年間平均 320,000 m ³	10 年間平均 320,000 m ³
2 リサイク ル率 (家 庭系)	66.0%	66.0%	66.0%	67.0%	67.0%	67.0%
3 環境教室 開催件数	25 件	30 件	30 件	40 件	40 件	50 件
4 市庁舎等 における 二酸化炭 素 (CO 2) 排出 量	9,681t-CO2	7,996t-CO2 (対前年度 △17.4%)	7,934t-CO2 (対前年度 △0.8%)	7,871t-CO2 (対前年度 △0.8%)	7,808t-CO2 (対前年度 △0.8%)	7,745t-CO2 (H27 対 △20.0%)
5 合併浄化 槽年間設 置数	157 基	200 基	200 基	250 基	250 基	250 基
6 公共下水 道加入戸 数 加入率	3,513 戸 78.1%	3,710 戸 75.9%	3,880 戸 79.3%	4,020 戸 79.7%	4,110 戸 81.5%	4,230 戸 83.9%
7 農業集落 排水加入 戸数 加入率	1,825 戸 78.2%	1,850 戸 79.3%	1,875 戸 80.3%	1,900 戸 81.4%	1,925 戸 82.5%	1,950 戸 83.5%

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	水資源保全対策事業	水資源保全審議会で井戸掘削申請に対する審議を行い、湧水量の継続的調査を実施する。	
2	ごみ減量対策事業	ごみの分別収集（リサイクル率向上）でごみの減量化を維持推進する。	
3	環境保全整備事業	くらしが多様化する中で雑草の繁茂、ごみ焼きや不法投棄等の相談苦情へ対応するとともに、河川の監視を行う。地球温暖化防止を含む環境教育の充実を図り、環境保全に対する市民の意識を高める。	
4	地域再生可能エネルギー推進事業	水素発電事業、電力貯蔵事業、水素水活動事業、省エネルギー事業等について検討し、可能な事業から実施する。	
4	バイオマス産業化支援事業	バイオマス政策を進めることにより、産業化、雇用創出を促進し、中山間における地域経済の活性化を行う。	
5	浄化槽設置補助事業	生活排水を適切に処理するため、合併浄化槽設置に対する補助を行う。	
6	公共下水道事業	社会資本整備総合交付金事業により、面整備を行い、加入促進を図る。全体計画の見直しと公営企業化を進める。	
7	農業集落排水事業	公共枴設置工事等を進める。接続推進を図る。公共下水道への統合に向けて環境整備を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
環境基本計画	環境行政の基本、環境保全の推進に関する計画	市環境基本条例	平成 25 年度～ 平成 34 年度 10 か年
一般廃棄物処理基本計画	ごみ・生活排水適正処理に関する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成 20 年度～ 平成 34 年度 15 か年
循環型社会形成推進地域計画	環境保全に関する施策の推進に関する計画	循環型社会形成推進基本法	平成 25 年度～ 平成 29 年度 5 か年

生活排水対策総合基本計画	公共用水域の水質保全に関する計画	水質汚濁防止法	平成 25 年度～ 平成 29 年度 5 か年
市庁舎等における地球温暖化防止実行計画	市の全ての事務及び事業活動を対象とした温室効果ガスの排出抑制に関する計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 25 年度～ 平成 29 年度 5 か年
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 30 年度～ 平成 42 年度 13 か年
小林市バイオマス産業都市構想	本市に存在する種々のバイオマスの現状と課題を明らかにし、これを活用する事業化プロジェクトを策定する。そして、市民と行政が協働して環境負荷と経済性を確保し、災害に強いまちづくりを目指すための計画	なし	平成 26 年度～ 平成 35 年度 10 か年
社会資本総合整備計画（宮崎県における『循環のみち下水道』の持続と進化）	健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図るため、下水道未普及地の面整備を行うための計画	社会資本整備総合交付金交付要綱	平成 27 年度～ 平成 31 年度 5 か年

基本施策	4－(6) 地域生活交通の充実を図ります
主管課	企画政策課
関連課	須木庁舎住民生活課 野尻庁舎住民生活課 長寿介護課 学校教育課 福祉課 須木庁舎地域振興課 野尻庁舎地域振興課 商工観光課 教育部須木分室 地方創生課 建設課 健康推進課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のニーズに応じた効率的かつ効果的な交通体系づくりを推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関は、自ら移動手段を持たない高齢者、児童生徒及び障がい者等にとって必要不可欠なものです。 ● 人口減少や高齢化の加速、運転免許証自主返納制度の浸透から、移動手段を持たない高齢者数が増加しています。また、少子化により、児童生徒数が減少し、通学での公共交通機関の利用が減少しています。 ● 本市の公共交通機関には、路線バス、コミュニティバス、福祉バス、温泉バス、外出支援サービス、福祉タクシー料金助成事業、JR吉都線等がありますが、路線の多くは乗客数が少なく、事業として採算が合わないため、補助制度等を活用しながら路線を維持している状況にあります。通学、通院、買い物及び通勤等生活の利便性を確保するために、公共交通機関の利用者数を維持し、路線の維持存続をしていくことが課題です。 ● 人口減少に伴う地域別の人口分布や人口構成の変化を敏感に捉えながら、路線や交通の在り方を見極め、細やかに見直していくことや、福祉、医療、教育分野等の各分野における公共交通機関へのニーズを把握し、本市の状況に対応した交通サービス及び地域公共交通網の構築が求められています。 ● 平成28年4月に策定した「小林市中心市街地活性化基本計画」に基づき、観光客等を域外から中心市街地内に誘引し、消費を促す仕組みづくりが求められています。「小林駅」と市内観光施設とを結ぶことで、観光客等の街なか誘導や域内消費向上を図る等、交通機関と地域振興策との連携も重要な課題です。 	

方針						
<p>1 市民の移動手段の確保</p> <p>コミュニティバス等については、利用促進活動や公共交通の必要性について周知を行うことにより、利用者数の維持を図るとともに、地域の実情に応じたサービスの提供や、各運行会社と協力し運行時間や経路の改善を行う等利便性の向上を図りながら、市民の移動手段の確保に努めます。</p> <p>また、JR吉都線については、沿線自治体や民間団体等と連携して、吉都線の魅力発信や列車ツアー等の利用促進活動を推進するとともに、本市独自の取組を強化します。</p>						
<p>2 地域公共交通網の構築</p> <p>「小林市地域公共交通網形成計画」に基づき、既存の交通ネットワークを活用しながら、通学、通院、買い物及び通勤等の市民ニーズ、過疎化の進行に伴う地域性への対応、観光分野も考慮した地域振興策等を一体的に勘案し、各種団体、民間企業とも連携して、様々な地域の実情に対応した地域公共交通網の構築を図ります。</p>						
目標						
<p>1 市民生活における交通の利便性が向上した状態</p> <p>生活者視点での市民ニーズに対応した交通サービスが提供され、市民生活における交通利便性が向上された状態を目指します。</p>						
<p>2 日常生活の利便性や観光客にも対応した地域交通体系が構築された状態</p> <p>通学、通院、買い物及び通勤等の日常生活の利便性や観光客にも対応した地域交通体系が構築された状態を目指します。</p>						
目標値						
指標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 公共交通機関の利便さ(市民アンケート項目から、「満足」「どちらかと言えれば満足」と回答した者の割合)	15.7%	18.0%	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%
1 コミュニティバス利用者数	26,538人	27,100人	27,400人	27,700人	28,000人	28,300人
1 福祉バス利用者数	7,313人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人

1 JR吉都線利用者数	346,519人	305,600人	295,600人	285,600人	285,600人	285,600人
主な実施計画事業						
事業名		概要				
1 地域交通機関運行維持対策事業	高齢者や学生等交通手段を有しない市民が、通学、通院、買い物及び通勤等の日常生活を安心して送ることができるように、路線バスやコミュニティバス（小林区域、須木区域）等、必要な交通手段を確保する。					
1 温泉バス運行事業	須木区域内の65歳以上の高齢者を対象とし、「かじかの湯」への運行サービスを行う。					
1 外出支援サービス事業	須木区域内の65歳以上の高齢者で要介護者、要支援者、身体障がい者及び知的障がい者等で単独では公共交通機関を利用できない方の外出支援を行う。					
1 福祉バス運行事業	交通の不便な地域の高齢者や通学児童の負担緩和を目的とし、野尻町区域内と須木内山区域間で運行する。					
1 福祉タクシー料金助成事業	高齢者や重度の障がい者で自家用車を保有しない人に対し、年間で最高24枚のタクシー券を交付する。					
個別計画						
計画名	概要	根拠法令	計画期間			
小林市地域公共交通網形成計画	まちづくりや観光振興も考慮し、地域公共交通の目指すべき方向性や方針を明確にし、具体的施策を示す計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	平成29年度～ 平成33年度 5か年			

基本施策	4－（7） 市民の人権意識を高めます
主管課	市民課
関連課	全課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的人権の尊重の下、全ての市民が助け合い、差別のない明るい社会づくりを推進するとともに、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 国際化や高度情報化等の社会変化により、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題及びインターネットによる人権侵害等様々な人権問題が存在しています。 ● 本市においても心理的要因による部落差別の事象が発生する等、全ての市民に人権尊重の精神が浸透するまでには至っていない厳しい現状があります。 市民一人一人が人権尊重の理念やその重要性を認識し、人権問題についての正しい理解と認識をより一層深めるための積極的な取組の継続が求められています。 ● 性別による固定的な役割分担意識や、ジェンダー(社会的性別・性差)に基づいた偏見が現在も残っている現状があります。 男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。 	
方針	
<p>1 人権教育及び啓発活動の推進</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、「小林市まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、平成28年度に策定した「小林市人権教育・啓発推進方針」に基づき、人権教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>2 男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進</p> <p>男女共同参画社会づくりに向けて、その実現が重要であるとの理解を深めるため、学習機会の提供や広報及び啓発活動を推進します。</p>	

目 標						
<p>1 市民の人権が尊重された状態 地域や職場、学校等のあらゆる場において、差別発言やいじめ等の人権侵害のない状態を目指します。</p> <p>2 審議会等委員における女性委員の割合が向上した状態 審議会等における女性委員の割合が向上した状態を目指します。</p>						
目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 事業所における研修参加人数	169人	200人	220人	240人	260人	280人
2 審議会等における女性委員の割合	26.1%	33.0%	34.4%	35.8%	37.2%	38.6%
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1 同和問題啓発推進事業		人権同和問題についての啓発を図るための事業。				
2 男女共同参画推進事業		男女共同参画についての啓発を図るための事業。				

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市人権教育・啓発推進方針	本市の人権教育及び人権啓発に関する施策を充実させるための計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 28 年度～
第 2 次小林市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現に向け、市が目指す方向性を明らかにし、市民と協働による取組を進めるための計画	男女共同参画社会基本法	平成 25 年度～ 平成 34 年度 10 か年
小林市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画	ドメスティック・バイオレンスの根絶を目的とした計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	平成 25 年度～ 平成 34 年度 10 か年

<p>施策の大綱</p>	<p>5 計画の実現に向けて</p>
<p>主管部局</p>	<p>総合政策部 総務部</p>
<p>ミッション</p>	
<p>「第2次小林市総合計画 基本構想」に掲げるまちづくりの実現のため、時代に即した施策展開の総合調整及び行政経営を行います。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的かつ効果的な行政経営を行います。 ● 健全な財政運営を推進します。 ● 市民参画による協働のまちづくりを推進します。 ● 情報化を推進します。 ● 国際化を推進します。 	

基本施策	5－（１） 効率的かつ効果的な行政経営を行います
主管課	企画政策課 総務課
関連課	全課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次小林市総合計画」による行政経営、政策の企画及び総合調整を行い、的確な政策展開を推進します。 ● 時代にふさわしい広域連携の推進を図ります。 ● 行政サービスの継続的な見直しと改善により、積極的に行財政改革を進め、市民本位の効率的かつ健全な行政経営を推進します。 ● 地域環境の整備や地域資源の有効活用等により、地域の活性化を図り持続可能な地域づくりを市民と一体となって推進します。 ● 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指します。 ● 人材を確保し、職員の能力開発等による資質の向上や効果的な活用を図り、充実した行政サービスを提供します。 	

現状と課題

- 本格的な地方分権時代の到来、人口減少及び少子高齢化社会の加速に伴い、これからの自治体は、市民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な政策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。また、責任ある質の高い行政サービスや時代の要請に対応しつつ、限られた経営資源を効率的かつ効果的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を行うことが求められています。
- 中山間及び過疎地域においては、特に人口流出による人口減少及び高齢化が進行している状況です。人口減少及び高齢化の進展は、集落機能の低下、農地や山林の保全管理機能の低下、生活環境整備の低下等、市民生活に大きく影響を及ぼすことから、非常に深刻な問題です。そのため、本市における今後の中山間地域振興対策や自立促進対策は喫緊の課題です。
- 市民の生活圏や経済圏は市域を越えてますます広域化しています。これに伴い、市民の意識や関心の範囲もより広域的となり、行政に対する要請も多様化、高度化する傾向が見られます。その一方で、市町村単位における施設整備の非効率性等が指摘されるようになってきました。
 現在、自治体間の連携については、文化及び歴史的背景を共有している近隣市町（えびの市、高原町）との定住自立圏の連携や、霧島ジオパーク推進連絡協議会、南九州総合開発協議会及び環霧島会議等、広域的課題の解決に取り組む機能的な連携等にも取り組んでいます。また、姉妹都市として石川県能登町と協定を締結し、ともに発展する交流の展開を図っています。
 このような状況から、地域が抱える課題は複雑化し、単体の自治体や団体だけで課題解決することが難しい状況となっているため、関連する主体が一体となって、複合的に絡み合った課題を解きほぐしていくことが求められています。自治体や産官学金労言等あらゆる主体と、それぞれの知見をいかした好循環を生み出す連携が必要です。
- これまで、小林市行政改革大綱及び実施プランに基づき、様々な行政改革に取り組み、一定の成果を上げてきました。今後も、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中、持続可能な小林市とするために継続して行財政改革に強力に取り組み、効率的かつ効果的な行政経営の推進を図る必要があります。

- 情報公開の推進については、情報公開請求に対し個人情報の保護に十分に配慮し、文書不存在の理由がなければ積極的に公開を行っています。また、個人情報の開示請求についても同様です。このことについては、情報公開・個人情報保護審査会に報告し広報紙及び市ホームページに掲載し、市民に周知しています。

一方で、公開件数は横並びであり、法人からの公開請求が依然として多い状況です。このことから、市民の市政への理解と信頼を深め、公正で透明性の高い開かれた市政の推進を図るという情報公開の本来の趣旨及び制度について、市民に広く周知を図る必要があります。

方 針

- 1 「第2次小林市総合計画」を中心とした効率的かつ効果的な行政経営の推進

「第2次小林市総合計画」を中心とした、総合的な行政運営を行います。特に、運営の視点として、成果重視の行政経営への転換を図り、限られた資源を最大限活用し、投入の最小化、結果の最大化を目指します。
- 2 中山間地域等地域づくり施策の推進

中山間地域等の人口減少、高齢化が著しい地域を支援するため、「小林市過疎地域自立促進計画」、「小林市山村振興計画」、「てなんど小林総合戦略」等に基づきながら、中山間地域の活性化のための施策を、各地域の状況を踏まえ総合的かつ横断的に推進します。
- 3 好循環を生む多様な主体との連携の推進

にしろ定住自立圏形成協定締結自治体及び圏域外の自治体等との更なる連携や機能分担を進め、市民サービスの向上と効果的な行政経営を目指します。また、姉妹都市自治体との連携や、大都市との連携等特徴や規模の異なる自治体との連携にも積極的に取り組みます。さらに、新たな広域連携についても、連携の在り方と可能性について検討を継続します。あわせて、産官学金労言等の多様な主体との連携についても、積極的に取り組みます。
- 4 行財政改革の積極的な推進

将来を見据えた行政経営を推進するため、更なる行財政改革に取り組みます。市民から信頼され、新しい時代を切り拓く経営感覚を持った職員を育成し、市民とともに行財政改革の推進を図っていきます。

<p>5 情報公開の推進</p> <p>適正な文書管理を通じて情報公開を推進し市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指します。</p> <p>6 充実した行政サービス提供のための人材育成</p> <p>人材を確保し、職員の能力開発や効果的な活用を図り、充実した行政サービスを提供できる人材を育成します。</p>
<p>目 標</p>
<p>1 「第2次小林市総合計画」を中心とした行政経営が展開されている状態</p> <p>「第2次小林市総合計画」を中心とした、施策設定、事業実施、行政評価、予算編成、組織改編及び人事評価等の一体化（トータルシステム化）が実行され、効率的かつ効果的な成果重視の行政経営が展開されている状態を目指します。その結果、「第2次小林市総合計画 基本構想」に掲げるまちづくりの実現を目指します。</p> <p>2 中山間地域の集落機能の支え合いにより持続可能な地域運営が維持されている状態</p> <p>慣れ親しんだ地域に住み続けるために、生活に必要な機能が維持され、持続可能な地域運営が営まれている状態を目指します。</p> <p>3 自治体間や各種団体等との連携が推進されている状態</p> <p>定住自立圏、姉妹都市及び協定締結等といった様々な連携方法により他市町村や各種団体等との連携が図られ、各種団体の知見をいかした行政サービスが提供されている状態を目指します。</p> <p>4 行財政改革実施計画に基づく行財政改革が実行された状態</p> <p>「小林市行財政改革実施計画」に基づき、積極的に行財政改革を推進し、限られた経営資源を有効に活用し、社会の変化に対応した健全で効率的な質の高い行政サービスが提供されている状態を目指します。</p> <p>5 情報公開制度が適切に運用され、市政に対する市民の理解が深まった状態</p> <p>個人情報保護に十分配慮しながら、情報公開制度の適切な運用のもと、市民の市政への理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の推進を図るという情報公開の本来の趣旨及び制度について、市民の理解が深まった状態を目指します。</p> <p>6 職員の資質向上が図られた状態</p> <p>職員の資質向上や効果的な活用が図られ、市民満足度の高い行政サービスの提供が図られた状態を目指します。</p>

目標値						
指 標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
3 定住自立圏 推進事業数	54 事業	58 事業	62 事業	65 事業	68 事業	71 事業
3 連携協定数	26 協定	31 協定	36 協定	40 協定	44 協定	48 協定
4 行財政改革 実施計画達 成率	—	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100.0%
6 市民の市職 員対応満足 度	65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1	総合計画運営事業	「第2次小林市総合計画」を中心とした、施策展開、事業実施、行政評価、予算編成、組織改編及び人事評価等の一体化（トータルシステム化）に取り組み、経営改善につなげる。				
2	「小さな拠点」形成推進事業	持続可能な地域づくりのために、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作る。				
3	定住自立圏推進事業	定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体の暮らしに必要な生活機能を確保するため、2市1町で連携して事業に取り組む。				
3	広域連携事業	西諸県市町会、環霧島会議、南九州総合開発協議会及び霧島ジオパーク推進連絡協議会等、共通の課題を有する地域と連携し、課題解決に取り組む。				
3	姉妹都市交流事業	姉妹都市との子ども交流、産業交流及び市民交流等とおし、人、文化、産業経済及び観光等の各分野での交流事業を展開する。				
3	民間との連携協定事業	民間の知見を活用し、行政だけでは解決できない地域課題の解決に連携し取り組む。				

5 情報公開・個人情報保護推進事業	情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、市民等の権利利益の保護と公正で透明性の高い民主的な市政の推進に努める事業に取り組む。		
6 人事管理事業	市民ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上、健康増進を図る事業（定員・給与管理、職員研修、職員健康管理、福利厚生）に取り組む。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
第2次小林市総合計画	市の総合的かつ計画的な市政運営を図るための指針	小林市まちづくり基本条例	基本方針 平成29年度～ 平成37年度 9か年 前期基本計画 平成29年度～ 平成33年度 5か年
新市基本計画	小林市及び野尻町（1市1町）の速やかな一体化を促進するための具体的な施策の方向を示す計画	市町村の合併の特例等に関する法律	平成21年度～ 平成30年度 10か年
国土利用計画（小林市計画）	市の土地利用の基本指針	国土利用計画法	平成23年度～ 平成32年度 10か年
てなんど小林総合戦略	人口ビジョンを設定し、人口ビジョンに基づき、今後取り組むべき施策の方向性を示す戦略	まち・ひと・しごと創生法	平成27年度～ 平成31年度 5か年
小林市教育大綱	教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	平成29年度～ 平成33年度 5か年

小林市人材育成基本方針	職員の育成について、その基本的な考え方や方向性等を示し、より計画的、総合的に人材育成を推進していく方針	なし	平成 23 年 4 月～
小林市市有地等利活用基本方針	市有地や既存施設等について、利活用方針を明確にし、未活用部分が遊休化しないよう有効活用を図るための基本方針	なし	平成 24 年 5 月～
小林市過疎地域自立促進計画	過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成のために、計画的な自立促進を図るための計画	過疎地域自立促進特別措置法	平成 28 年度～ 平成 32 年度 5 か年
小林市山村振興計画	山村振興地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成のために施策の方向性を示す計画	山村振興法	平成 29 年度～ 平成 38 年度 10 か年
須木地域ビジョン	須木区域の振興を図るため、施策の方向性を示す計画	なし	平成 28 年度～
のじりのまちづくり計画	野尻町区域の振興を図るため、施策の方向性を示す計画	なし	平成 28 年度～
にしもろ定住自立圏共生ビジョン	圏域の将来像や、そのために展開する具体的事業を示した計画	定住自立圏構想推進要綱	平成 25 年度～ 平成 29 年度 5 か年
小林市行財政改革実施計画	「第 2 次小林市総合計画」に基づく行財政改革を計画的に推進するための年次計画	なし	平成 29 年度～ 平成 33 年度 5 か年

基本施策	5－（２） 健全な財政運営を推進します
主管課	財政課 税務課 ほけん課 企画政策課
関連課	全課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 健全で効率的かつ計画的な財政運営を推進し、安定した財政基盤の確立を目指します。 ● 市税等の適正かつ公平な賦課徴収を行い、安定した財源の確保を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の財政構造は、地方税等の自主財源に乏しく、地方交付税等に依存した形で成り立っており、国の政策動向に非常に影響を受けやすい特徴があります。現状では、財政健全化に向けた行財政改革の成果や歳出抑制のための取組の結果から、本市の財政運営は一定の健全性を保っています。しかし、将来にわたって安定した歳入が見込める状況ではなく、歳出面でも公債費や扶助費等の義務的経費が増加傾向にあることや、公共施設等の老朽化等の懸念材料もあることから、長期的な視野に立った健全で効率的かつ計画的な財政運営を推進する必要があります。 ● 市税の収納率は、平成 27 年度の現年度収納率 98%で、県内九市では下位に低迷している状況です。 ● 自主財源の確保については、市税等の収納率の向上を図るとともに、現在、ふるさと納税制度の活用や市ホームページへのバナー広告の取組等を行っています。特にふるさと納税制度については、返礼品等の充実により、寄附金額が増加している状況です。今後も、市税等及びふるさと納税制度の寄附金額の確保に加え、受益者負担の見直しやその他新たな取組を積極的に実施していくことが必要です。 	

方針						
<p>1 健全な財政運営の推進</p> <p>社会情勢の変化等に応じて、「小林市財政計画」、「小林市公共施設等総合管理計画」の見直し及び充実を図るとともに、個別施設毎の維持管理・更新等に関する計画（個別施設計画）の策定を推進しながら、長期的な視野に立って、歳出抑制の取組、事業の選択と集中及び公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する等、将来にわたり健全で効率的かつ計画的な財政運営を推進し、安定した財政基盤の確立を目指します。</p>						
<p>2 市税等の収納率の向上と納期内納付の推進による自主財源の確保</p> <p>市税、国民健康保険税等について、新たな滞納者を増やさないように現年度の収納率を向上させ、納期内納付を推進し、財源の確保に取り組みます。そのために、納付しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>あわせて、ふるさと納税制度やバナー広告収入等の既の実施しているものに加え、企業版ふるさと納税制度、クラウドファンディング等新たな取組についても、積極的に実施します。</p>						
目標						
<p>1 財政の健全性が保たれた状態</p> <p>健全で効率的かつ計画的な財政運営を推進し、安定した財政基盤の確立を図るため、実質的な公債費負担の健全性が維持された状態を目指します。</p>						
<p>2 市税等の収納率（現年度）が向上した状態</p> <p>市税収納率（現年度）は、県内の平均値を目標に、納期内納付を推進し、新たな滞納者を増やさない状態を目指します。また、納税義務者の利便性を向上させるため、納付しやすい環境が整った状態を目指します。</p>						
目標値						
指標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 実質公債費 比率	10.3%	13.0% 以内	13.0% 以内	13.0% 以内	13.0% 以内	13.0% 以内
2 市税収納率 (現年度)	98.0%	98.2%	98.4%	98.6%	98.8%	99.0%

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	監査運営事業	例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査、定期監査、財政援助団体等監査等を実施する。	
1	公共施設等総合管理計画推進事業	公共施設及びインフラ施設の総合的かつ計画的な管理を推進する。	
1	会計管理事業（出納事務）	円滑な出納処理ができるよう課内の連携を図っていくとともに、誤りがあった場合は各課庶務担当者へ適宜指導していく。（特に支払遅延防止の徹底を図り、支払事務の迅速化を推進する。）	
1	会計管理事業（検査事務）	地方自治法施行令第158条（私人への収納委託）に関する検査事前状況調査、第168条の4（指定金融機関等）の検査の実施。	
2	市税徴収業務事業	納期内納付を推進するため、電子決済やクレジットカード納付等新たな納付方法を研究し、広報、啓発活動を行う。また、マイナンバーカードを利用したサービスを研究する。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市財政計画	過去の実績や人口推移等に基づく推計のほか、投資的経費の見込み等を反映させた今後の財政見通しを示す計画	なし	平成28年度～ 平成37年度 10か年
小林市公共施設等総合管理計画	公共施設及びインフラ施設に係る現状と課題及び今後の方針を示す計画	なし	平成28年度～ 平成37年度 10か年

基本施策	5－（3） 市民参画による協働のまちづくりを推進します
主管課	企画政策課 選挙管理委員会事務局
関連課	全課
ミッション	
<p>「小林市まちづくり基本条例」に基づき、市民一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、市民参画による協働のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各地域にきずな協働体を組織しネットワーク化することにより、行政と市民、自治会（区・組）及び各種団体等が協働して地域の課題解決を行う取組を推進します。 ● 市民が自発的に地域の課題を解決していこうとする市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の育成を推進します。 ● 有権者の政治意識の向上を図り、明るい選挙の推進を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少、少子高齢化、核家族化及び価値観の多様化等により、地域活動の担い手不足や地域課題の解消、地域の人々がお互いに助け合うという意識の希薄化等が懸念されています。 ● 地域のネットワークづくりを基本とし、行政と市民が相互に補完し適正な役割分担をしながら、公益を増進していく構造を構築していくことが求められています。また、「小林市まちづくり基本条例」やきずな協働体の意義及び目的を市民に周知するとともに、市民主体型のまちづくりを推進することが求められています。 ● 市民のニーズに対応できる公共サービスの選択と充実が求められます。また、こうした社会変化の流れの中で、市民が自発的に地域の課題を解決していこうとする市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の地域活動の推進が期待されています。 ● 各選挙における投票率の低下傾向は顕在化しており、投票率向上のため有権者が気軽に投票できる環境づくりが必要とされています。また、全般的な投票率の低下傾向の中、とりわけ若年層の政治や選挙への関心を高める取組も求められています。 	

方針

1 市民協働のまちづくりの推進

きずな協働体を中心に地域にある様々なコミュニティをネットワーク化し、行政と市民、自治会及び各種団体等が協働して、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

また、市民協働のまちづくり及び自治会の必要性や、きずな協働体の活動を積極的に情報発信する取組を推進します。

2 各種市民団体の育成

地域の課題解決に向けた取組を推進するために、市民が自発的に地域の課題を解決していこうとする市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の地域活動を推進します。

3 明るい選挙の推進

有権者が自発的に投票できる環境づくりを行います。若い有権者の政治意識向上や児童及び生徒を対象とした選挙啓発の取組を行います。

目標

1 市内全域にきずな協働体が設立された状態

市内全域にきずな協働体が設置され、地域コミュニティネットワークが充実することで、住民相互のコミュニケーションが図られ自治意識が向上した状態を目指します。

2-（1）きめ細やかなサービスが提供された状態

行政、地域組織及びNPO団体等が協力し、相互に補完し合いながら地域の実情にあった活動が行われることで、多様なニーズに対する質の高い、適切なサービスが行き届いている状態を目指します。

2-（2）市民参画によるまちづくりが展開された状態

市が行う政策や計画の立案、実施及び評価までの様々な局面に、自発的かつ主体的に市民が参画する仕組みが構築され、市民の視点に立った効果的で効率的な行財政運営が行われる状態を目指します。

3－（１）投票意識と投票環境が向上された状態

地域の実情を十分に考慮した投票区の見直し、ショッピングセンター等人が集まりやすい場における期日前投票所の設置、各投票所におけるバリアフリー化等を図り、投票意識と投票環境が向上された状態を目指します。

3－（２）政治や選挙に対する理解が深まった状態

小・中・高校における出前講座の開催、常時啓発活動（明るい選挙啓発ポスター、書道展作品募集等）の充実等に取り組むことで、政治や選挙に対する理解が深まった状態を目指します。

目標値

指標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 組加入率	68.0%	68.0%	69.0%	70.0%	71.0%	72.0%
1 きずな協働体 数	4 地区	7 地区	8 地区	9 地区 (全地区)	9 地区 (全地区)	9 地区 (全地区)
2－（１） 元気なまちづ くり支援団体 数（団体）	13 団体	14 団体	14 団体	15 団体	15 団体	16 団体

主な実施計画事業

事業名	概要
1 行政推進事業	市内全 57 区と行政推進業務委託契約を締結し、自治会（区、組）との連携を図るとともに、「いきいき地域づくり区交付金」を交付し、地域の自主的で豊かな魅力ある地域づくりを支援する。
1 校区協議会設立事業	きずな協働体を設立した地区については、円滑で安定した運営を支援するため、地域づくり交付金を交付する。 設立予定地区については、地域担当職員を配置し、地域支援員と協力して設立に向けた取組を行う。

2 市民活動促進事業	<p>市民活動支援センターと連携し、団体のスキルアップ講座や、リーダー育成講座を開催し人材育成を図る。</p> <p>また、市民活動団体等が行う事業に対して支援を行い、市民活動の促進を図る。</p>		
2 地域ポータルサイト普及推進事業	<p>e コミマップの活用により、行政情報のオープン化、また、まちづくり協議会との連携により防災情報の提供等、協働のまちづくりの推進を図る。</p>		
3 選挙管理委員会運営事業	<p>選挙管理委員会の運営と委員、職員の知識の向上を図り、各選挙に対して適正な執行を行う。</p>		
3 選挙啓発事業	<p>明るい選挙啓発ポスター、書道展作品募集と審査を行う。また、各学校において政治や選挙についての出前講座を行う。</p>		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
市民協働のまちづくり基本指針	市民との協働を促進していくための考え方や基本的な姿勢を示した指針	なし	なし 協働の状況や社会情勢等を踏まえ定期的に見直しを行う。

基本施策	5－（４） 情報化を推進します
主管課	企画政策課 地方創生課 市民課
関連課	全課
ミッション	
<p>本市が抱える様々な課題（人口減少、少子高齢化、地域経済の縮小、災害対応等）を解決するため、電子自治体の推進、地域情報化の推進を行うことにより、いつでもどこでも市民が意識することなく、情報通信技術を利用できる社会づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子自治体の推進については、電子自治体の構築に総合的に対応できる知識やスキルを有する人材の育成を図り、行政サービスの高度化や行政内部の事務の効率化を図ります。 ● 地域情報化については、市民、企業及び本市を訪れる人が、地域イントラネット（地域内情報通信網）、インターネット及び携帯電話等の通信網を利用し、情報の発信や受信ができる環境を整備し、魅力ある地域づくりを推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 電子自治体の推進については、平成 26 年度に、災害対策及び情報セキュリティ等に優れたクラウド型システムを導入し、現在安定的な運用がなされています。また、これまでも各種業務のシステム化を図ってきましたが、進展する情報通信技術の高度化や市民ニーズの多様化にあわせて、既存個別システムの維持、充実を図るほか、システムの全体最適化を行う必要があります。 ● 平成 27 年度から運用が開始されたマイナンバー制度については、各種分野への利用が既に開始され、今後も随時拡大される予定です。利用の拡大に伴い、市民サービスの向上が見込まれることから、各種システムの整備や市民への制度の周知を図っていく必要があります。 ● 地域情報化の推進は、地域経済や産業振興の重要なバックボーン（基幹通信回線）としての役割を果たすため、必要な時に必要な情報が伝わるよう情報インフラ（基盤）の整備や情報伝達の仕組みの構築の推進による、デジタルデバイド（情報格差）の解消が求められています。 ● 情報通信技術の進展により、市民の生活も大きく変化しています。一方、不正アクセ 	

<p>スやコンピューターウイルス等による情報漏えい等の脅威もあります。このため、行政情報セキュリティポリシー（安全方針）に基づく運用や、職員の情報セキュリティ意識の向上が求められています。</p>
<p>方 針</p>
<p>1 電子自治体の推進 効率的で質の高い市民サービスの実現に取り組みます。</p> <p>2 地域情報化の推進 住みやすく活力ある地域の実現のため、市民が手軽に使いやすい情報インフラ（基盤）の整備や、情報伝達の仕組みの構築を推進し、デジタルデバイド（情報格差）の解消に取り組みます。</p> <p>3 情報セキュリティ対策の推進 情報システムの安全性と信頼性を確保します。</p>
<p>目 標</p>
<p>1 行政サービスの高度化と行政内部の事務効率化が図られた状態 マイナンバーの利用を拡充することにより、行政サービスの高度化及び市民サービスの向上が図られた状態を目指します。 また、新システムの構築やシステムの再構築を行い、事務の迅速化及び効率化が図られた状態を目指します。</p> <p>2 情報インフラ（基盤）の整備が図られた状態 市民生活の利便性の向上、市民と行政及び市民と市民とのコミュニケーションの拡大による地域の活性化、地域経済及び産業振興等の視点に立った情報インフラ（基盤）が、計画的に整備される状態を目指します。</p> <p>3 情報セキュリティ対策が推進された状態 職員の情報セキュリティ研修を行い、セキュリティポリシーが遵守された状態を目指します。</p>

目標値						
指 標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 マイナンバーカード申請件数	3,932 件	7,500 件	9,000 件	10,500 件	12,000 件	13,500 件
2 公衆無線 LAN 整備箇所(スポット) 数累計	17 箇所 (28 年度)	26 箇所	38 箇所	50 箇所	50 箇所	50 箇所
主な実施計画事業						
事業名		概 要				
1 電子計算処理業務		基幹系システム及び各種システムの安定確保を図るとともにマイナンバーの利用による業務改善を図る。				
2 イン트라ネット管理事業		地域イントラネットの保守管理を行う。				
2 小林市公衆無線 LAN 整備事業		情報伝達手段の確保及び利便性向上のため、避難所指定施設や学校、観光施設等に Wi-Fi 環境の整備を推進する。				
個別計画						
計画名	概 要	根拠法令	計画期間			
小林市行政情報セキュリティポリシー	情報資産の適切な管理を行うための基本方針及び基準	なし	平成 18 年度～			
業務用パソコン更新計画	業務用パソコンの更新計画	なし	平成 28 年度～ 平成 32 年度 5 か年			

基本施策	5－（５） 国際化を推進します
主管課	地方創生課
関連課	全課
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 国際化推進のための基盤整備として、人材育成をはじめ、公共施設表示や情報発信の効率的な多言語化を行います。 ● 市民の国際感覚の醸成を図るため、市民参加型の国際交流を推進するとともに、国際協力に関する情報を提供します。 ● 市内在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう多文化共生社会を形成します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● グローバル化は地方自治体を取り巻く環境変化のひとつであり、本市においても地域経済の活性化や多文化共生、人材育成といったあらゆる分野において国際的な視野に立った戦略及び事業運営が不可欠になりつつあります。 ● 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の主な施策として、観光業の連携や強化による外国人観光客の消費額増や地域の技の国際化があり、地域の稼ぐ力の強化のためには、地方自治体においても外貨の獲得が課題となっています。そのため外国人観光客の受入れ環境、特産品の海外輸出のための環境を整える必要があります。 ● 平成 32（2020）年開催の「東京オリンピック・パラリンピック」のドイツを相手国としたホストタウンとして内閣府の登録を受けたことを契機として、ドイツをはじめとした外国との歴史・文化・スポーツ等を通じた国際交流を進めます。これらの交流を円滑に進めるため、市民の国際感覚の醸成が求められます。 ● 市内の在住外国人人口は、平成 27 年 12 月現在 352 名、平成 28 年 12 月末現在 412 名と年々増加しており、出入国管理及び難民認定法の一部改正等の影響から、今後も全国的な在住外国人人口の増加が見込まれます。このような状況から、市としても市内在住外国人に対し、生活情報をわかりやすく提供するとともに市内在住外国人の地域への参画を促し、多文化共生社会の機運を醸成することが当面の課題です。 	

方針						
<p>1 本市国際化推進体系の構築 「小林市国際化推進方針」に基づき、行政内部で連携して施策を行うとともに各種団体、民間企業とも連携し、本市の国際化推進体系を構築します。</p> <p>2 市民の国際感覚の醸成 国際交流講座や各種イベント等を通じ、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。</p> <p>3 市内在住外国人への支援 必要な生活情報の提供方法を検討し、理解しやすい情報提供を行います。また、国際交流・意見交換の場をつくり、持続的な運営を目指します。</p>						
目標						
<p>1 行政、各種団体及び民間が国際化に向けて連携している状態 外国人観光客のための基盤整備や地域の特産品の海外進出等に向けて各種団体や民間企業との連携がとれている状態を目指します。</p> <p>2 国際感覚豊かな人材が育成されている状態 市内事業者や市民を対象とした国際理解講座及び国際交流講座を開催し、参加者数が増えることで国際感覚豊かな人材が増えている状態を目指します。</p> <p>3 市内在住外国人が暮らしやすい状態 市内在住外国人が不自由な思いをせずに生活できる状態を目指します。</p>						
目標値						
指標	27年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
1 外国人向け情報SNS フォロワー件数	0件	50件	200件	500件	1,000件	1,500件

1 R E S A Sにおける外国人滞在分析・午前4時（人／年）	0人	30人	40人	50人	70人	70人
2 国際交流講座延べ参加者数（人／年）	480人	490人	500人	510人	520人	530人
3 国際交流拠点事業参加者数（延べ人数／年）	0人	10人	20人	30人	40人	40人
主な実施計画事業						
事業名		概要				
1 観光DMO推進事業		観光地域づくりの核となる観光DMOを設立するとともに、効率的で効果的な運営を図る。				
1 多様な地域資源を活用したコンテンツづくり事業		地域連携推進事業として、神話と観光をテーマにしたイベントの実施及び南部広域観光協議会におけるインバウンド推進事業を実施する。				
1・3 国際化推進事業		国際化推進コーディネーターを配置し、市の国際化を推進する。交流事業、生活情報の翻訳を行う。				
2 国際交流事業		国際交流員を配置し、外国語講座や異文化交流事業等を行い、幅広い世代を対象とした国際交流の機会を設ける。国際交流活動の活性化及び進展に資する。				
個別計画						
計画名	概要		根拠法令	計画期間		
小林市国際化推進方針	本市の国際化を推進するための取組を定める方針		なし	なし		

《第2次小林市総合計画の推進》

○「協働できる計画」としての取組について

「第2次小林市総合計画」は、「小林市まちづくり基本条例」を基本理念とした計画であることから、協働によるまちづくりが計画推進の基本にあります。そのため、策定の段階から、基本構想、基本計画、地区別計画及び実施計画の策定主体を明確化するとともに、市民及び行政の各主体の責務を具現化してきました。

今後は、各主体の責務が着実に実行されることにより、将来都市像の実現を目指すことになるため、「小林市まちづくり基本条例の具現化」＝「協働できる計画」としての取組を推進します。

○リーディングプロジェクトについて

「第2次小林市総合計画 前期基本計画」におけるリーディングプロジェクトについては、次のとおりとします。総合的かつ横断的に組み合わせられたプロジェクトに、戦略的かつ優先的に取り組むことで、本計画の実効性を高め、推進を図ります。

① 人口減少対策プロジェクト

「てなんど小林総合戦略」に基づき、人口減少による社会や地域経済等への大きな影響を極力抑え、急速な人口減少を緩和するための対策に取り組む。

② 中山間地域対策プロジェクト

本市の中山間及び過疎地域においては、それ以外の地域より一層の人口流出及び少子高齢化による人口減少が進行している状況であり、地域活力の低下が懸念されている。このような中山間地域等の課題の解決と振興に向けた対策に取り組む。

③ 健康都市プロジェクト

地域一体となった協働により、地域医療を守り育て、健康長寿を目指すために宣言した「地域医療・健康都市 小林市」の達成に向けて、その対策に取り組む。

④ 水資源活用プロジェクト

本市の大切な地域資源である良質で豊かな「水」を保全しつつ、様々な用途で活用することで、地域ブランドとして磨き上げ、付加価値を生み出し地域イメージとして確立するための対策に取り組む。

○行政経営のトータルシステム化について

計画の実施にあたっては、実効性を高めていくため、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」というPDCAサイクルを繰り返して、最終目標の達成を目指すこととなります。

「第2次小林市総合計画」においては、このPDCAサイクルによる継続的な改善を効率的かつ効果的に行うために、本市の行政運営の仕組みを見直すこととし、平成28年度に、計画、予算編成、行政評価及び人事評価等の仕組みが総合計画を中心とした運用プロセスになるようトータルシステム化を図る「第2次小林市総合計画」運用プロセスをまとめました。平成29年度以降、この運用プロセスに基づき、各仕組みを実際に変革させていくこととします。

○横断的な取組の視点について

全ての施策、事業において、市民の視点に立った総合的な展開が必要です。その展開に当たっては、施策及び組織横断的な視点を持って取り組むことで推進を図ります。

また、戦略的かつ優先的に取り組むリーディングプロジェクトのほか、特定の重要課題を限られた期間内に解決する必要がある場合には、「小林市事務組織規則」に基づくプロジェクトチームを設置することにより、速やかな課題解決に取り組めます。

○検証・評価について

「第2次小林市総合計画」の成果がどうであったかを測定するため、市民アンケート調査を実施します。その他、できるだけ市民とともに計画実現を目指すための取組を行います。さらに、第三者が「第2次小林市総合計画」の評価を行う機会も確保し、内部と外部の視点を含んだ総合的な「第2次小林市総合計画」の検証及び評価を行います。